

令和3年度

要 覧



目 次

I 滋賀県立男女共同参画センターの概要	
1 目的	1
2 名称	1
3 所在地	1
4 施設	1
5 管理運営	1
6 沿革、設立経緯等	2
II 組 織	
1 組 織	2
III 事 業	
1 自主事業	3
2 その他の業務	3
3 自主事業実施経緯	4
IV 令和3年度男女共同参画センター事業計画	
1 事業方針	5
2 令和3年度事業実施スケジュール	6
3 令和3年度個別事業の実施計画	
(1) 講座・研修	7
(2) 相談事業	8
(3) 情報発信・調査研究	8
(4) 交流・活動の支援	9
(5) 女性のチャレンジ支援	9
(6) その他	10
V 令和2年度男女共同参画センター事業実績	
1 自主事業の実施結果	
(1) 講座・研修	11
(2) 相談事業	19
(3) 情報発信・調査研究	24
(4) 交流・活動の支援	28
(5) 女性のチャレンジ支援	32
(6) その他	35
2 施設利用状況	
(1) 月別利用者数	37
(2) 部屋別利用者数	38
3 利用者数の推移	39

VI 施設・設備	
1 本館	40
2 その他の施設	41
3 施設配置図	42
VII 利用案内	
1 施設使用料	43
2 付帯設備使用料	44
VIII 参考資料	
1 滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例	45
2 滋賀県立男女共同参画センターの管理運営に関する規則	47
3 滋賀県男女共同参画推進条例	49
4 滋賀県立男女共同参画センター沿革詳細	52

I 滋賀県立男女共同参画センターの概要

1 目的

滋賀県立男女共同参画センターは、県民、事業者および市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点となる施設として位置づけられており、男女共同参画社会の実現を目指す多様な活動を促進するため、男女共同参画に関する啓発や学習機会の提供および指導者の育成等を目的とした研修、講座の開催を始めとして、男女共同参画社会に関する情報・資料の収集および提供、相談、交流・活動の場の提供等を通じて、男女共同参画の推進を図ることを目的とする。

2 名称

滋賀県立男女共同参画センター 愛称「G-NETしが（じーねっとしが）」

3 所在地

滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4

4 施設

(1) 特徴

施設の外観は、男女共同参画の実践活動を支援する場としてふさわしい色調と景観を保ち、施設内は全体的に明るくゆったりとした空間を有した施設となっている。

図書・資料室は、図書、ビデオ、行政資料、ミニコミ誌など約6万冊を収蔵し、閲覧、調査研究等のスペースを確保しているとともに、随時企画展示を行うなど親しみやすい空間づくりを心がけている。

大ホール（多目的ホール）は、電動式移動椅子を採用しており、階段式客席利用、平面客席利用が共に容易にできる。

談話サロンは、施設利用者向けに広い空間と落ち着いた雰囲気確保し、その一角には男女共同参画に関する県内外の情報を掲示する参画情報コーナーを設置している。

活動団体のための団体交流室や、託児のための幼児室などを設置している。

図書・資料室内の一角に、滋賀マザーズジョブステーションとして女性の就労を総合的にサポートする窓口を設置している。

(2) 規模

敷地面積 17,787.94㎡

構造規模

本館（鉄筋コンクリート造一部2階建）3,687㎡（1階 3,096㎡ 2階 591㎡）

高齢者・障害者用施設、設備

（エレベーター、点字案内板、点字ブロック、記憶机、洋式トイレストメイト対応、車イス、スロープ）

子育て支援者用施設、設備（トイレ内ベビーベッド1ヶ所、ベビーシート1ヶ所、ベビーチェア4ヶ所、授乳室1ヶ所）

その他の施設

茶亭（日本庭園付）、全天候型テニスコート3面（休憩施設付）、用具庫、洋庭園、駐輪場、駐車場（約250台収容）、車椅子専用駐車スペース（2台分）

事業費等

総工事費 1,654,614千円（国庫 81,000千円）

開所年月日 昭和61年11月1日（同月27日業務開始）

5 管理運営

(1) 所管 滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課

(2) 管理 滋賀県立男女共同参画センター

(3) 開所時間

午前9時から午後9時まで（図書・資料室は、午前9時から午後5時まで）

(4) 休所日

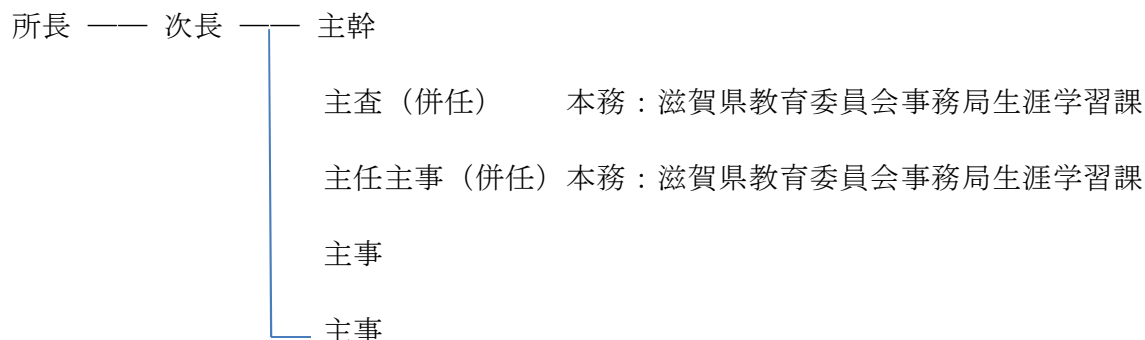
月曜日（祝休日を除く）、祝休日の翌日および年末・年始、施設点検などによる臨時休所日等

6 沿革、設立経緯等

昭和58年10月	「滋賀県婦人問題懇話会」設置
昭和60年1月	滋賀県婦人問題懇話会「滋賀の女性の自立と社会参加のための婦人総合センターの建設についての提言」
昭和60年6月1日	「(仮称)滋賀県立婦人センター開設準備協議会」設置
昭和60年10月11日 ～ 61年9月16日	「(仮称)滋賀県立婦人センター新築工事」施工 総工事費 1,654,614千円（国庫 81,000千円） （内訳） 調査費 1,000千円 備品費 100,000千円 用地費 344,009千円 その他（レリーフ）10,000千円 建設費 1,199,605千円
昭和61年11月1日	滋賀県立婦人センター設置 婦人総合センターの建設についての提言 「滋賀県立婦人センターの設置および管理に関する条例」施行
昭和61年11月27日	滋賀県立婦人センター」業務開始
平成7年10月	滋賀県立婦人センター運営協議会「近未来婦人センターのあり方」について報告
平成9年4月1日	滋賀県立女性センターに名称変更 「滋賀県立女性センターの設置および管理に関する条例」施行
平成10年6月	「女性センター駐車場用地（5,449.58㎡）」取得
平成14年4月1日	滋賀県立男女共同参画センターに名称変更 「滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例」施行、「滋賀県男女共同参画推進条例」施行
平成14年6月	公募により愛称を「G-NETしが（じーねっとしが）」に決定
平成23年10月19日	滋賀マザーズジョブステーションを開設
平成23年10月	「滋賀県立男女共同参画センター運営方針について」策定
平成24年12月	「滋賀県立男女共同参画センター懇話会」設置

II 組織

1 組織



【男女共同参画相談室】 会計年度任用職員（男女共同参画心理相談員） 3名

Ⅲ 事業

1 自主事業

- (1) 男女共同参画に関する講座・研修等の開催
 - ・男女共同参画社会推進に向けての地域課題への対応、実践的な取組への支援
 - ・多様な学習機会の提供
 - ・男女共同参画推進の担い手となるリーダー層の育成、資質向上
- (2) 男女共同参画に関する相談
 - ・こころと生き方、女性・男性をめぐる諸問題についての総合相談・カウンセリング
 - ・弁護士による法律相談
 - ・DVに関する相談、カウンセリング、支援、情報提供
 - ・関係相談支援機関・団体等との連携
 - ・市町等男女共同参画相談ネットワークの構築、相談員の資質向上
- (3) 情報の収集と発信・調査研究
 - ・女性問題、男性問題、各地の取組、人材情報など男女共同参画に関する情報、資料の収集、データベース化とそれらの提供
 - ・啓発広報の展開
 - ・図書・資料室の運営
 - ・視聴覚教材の活用とホームページ、メールマガジンを通じた情報の提供
 - ・男女共同参画情報誌「G-NETしが」の発行
 - ・県内外の情報を掲示した参画情報コーナーの設置
- (4) 交流・活動の支援
 - ・男女共同参画に取り組む県民やNPO等の交流・活動の場づくり
 - ・団体等の自主活動の支援
 - ・県内男女共同参画関連施設、図書館（室）等との連携
- (5) 女性のチャレンジ支援
 - ・女性の起業等の社会参画を促進するためのチャレンジ支援事業の実施
 - ・女性の継続就労やキャリアアップを支援するための事業の実施
- (6) その他
 - ・施設、事業、図書ボランティアの活動
 - ・託児室の設置、運営
 - ・「G-NETシネマ」の開催

◆滋賀マザーズジョブステーションの設置

2 その他の業務

- (1) センター施設の管理運営
- (2) センター施設の貸館業務
- (3) 関係機関等との連絡調整
- (4) その他

3 自主事業実施経緯

課題 事業名	年度										令和						
	平成 17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
講演会 講演会開	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
入門編	男女共同参画基礎講座	●	●	●	●												
	さんかく塾入門編(ウエルカムセミナー) (24～入門編1講座実施) (26～男女共同参画学習編3講座)					●	●		●	●							
	これなら学べる出前講座 (23～小中高へ出前授業実施)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
	学校支援メニュー											●	●	●	●	●	●
リーダー養成	ジェンダーゼミナール(調査研究)	●															
	男女共同参画ステップアップ講座	●	●	●	●												
	さんかく塾ステップアップ編(ウエルカムセミナー)					●	●										
	さんかく塾(リーダー養成)							●	●	●	●	●					
ユースリーダーセミナー															●	●	
女性のチャレンジ支援	なりたい私発見セミナー		●	●													
	女性のチャレンジ支援講座	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
	チャレンジアドバイザー事業 (ビズ・チャレンジ相談)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	ニューチャレンジ応援事業 (女性人材育成支援事業)			●	●	●	●	●	●	●							
	チャレンジショップinG-NETしが					●	●	●	●	●	●						
	実践力アップセミナー (女性の社会参画支援事業)						●										
	働く女性のキャリアアップ事業							●	●	●	●						
	マザーズチャレンジ(ビズ)カフェ							●	●	●	●	●					
	女性のチャレンジ8の日サロン												●	●			
	スタート講座・ステップアップ講座														●	●	
	女性のチャレンジ・起業応援セミナー															●	●
	チャレンジシンポジウム											●	●	●	●	●	●
	女性の起業家交流会															●	●
チャレンジショップ体験														●	●	●	
フォローアップカフェ										●				●	●		
女性のコワーキング・チャレンジオフィス																●	
課題別	ジェンダー学講座	●															
	「いきいき子育て」セミナー				●												
	G-NETほっとセミナー (～R元さんかく塾)						●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
	イクメンセミナー(ファザーリング)						●	●									
	若年層向け啓発セミナー								●	●	●	●		●			
	高校生パートナーシップセミナー													●	●		
	デートDV防止啓発セミナー									●	●	●	●	●	●	●	●
しがババマスクール														●	●	●	
市町協働	地域エンパワーメントセミナー	●															
	さんかく協働講座(市町協働)							●	●	●							
	さんかく映画祭(県内5センター連携事業)							●	●	●	●	●	●	●			
	しがババマスクール (県内6センター連携事業)														●	●	●
大学	学生のためのハッピーキャリアカフェ											●					
共催	しがWO・MANネット講座					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
対象者別	市町担当職員等向け講座 (24のみさんかく塾に統合)					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	相談員スキルアップ講座(相談員養成講座)(H27～事例研究会)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	相談員事例研究会						●	●	●	●							
ビデオ	教職員等(教職員対象)の男女共同参画講座	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	G-NETシネマ(ビデオシアター)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
交流	G-NETしがフェスタ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	G-NETカフェ												●	●	●	●	●
その他	おはなしシアター(絵本で子育て)	●															
	IT講習会	●															
	ギャラリー企画展	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●

※新型コロナウイルス感染症拡大により中止または一部中止

IV 令和3年度 男女共同参画センター事業計画

1 事業方針

滋賀県立男女共同参画センターは

男女共同参画社会の実現をめざす取り組みを支援するための総合的な拠点施設として、多様な活動を展開します。



誰もが気軽に参画できる施設づくり

- ・子育て世代を応援する託児室の運営
- ・G-NETシネマ

男女共同参画推進のための事業の柱

I 講座・研修

- 人材育成
G-NETほっとセミナー (地域のリーダーや関心のある方を対象)
教職員さんかく講座
ユースリーダーセミナー
- 啓発
しがWO・MANネット講座
デートDV防止啓発セミナー
しがパパママスクール
出前授業・出前講座
- 市町支援
市町男女共同参画担当職員研修

III 情報発信・調査研究

- 図書・資料室の運営
ライブラリーツアー、ブックトラック
図書資料の企画展示
- 広報啓発誌「G-NETしが」
男女共同参画の視点で考える内容等で年2回発行
- HPの運営、メルマガの発行によるタイムリーな情報発信
- 男女共同参画動画配信

II 相談事業

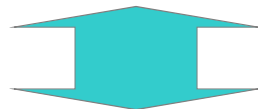
- 男女共同参画相談
心理相談員3名の体制によりカウンセリングを充実
- 専門相談
弁護士による法律相談、臨床心理士によるDVカウンセリング、男性相談員による男性相談
- 男女共同参画相談ネットワークの運営
相談員スキルアップ講座と組み合わせ実施

IV 交流・活動の支援

- 県内6センター連携事業
- 男女共同参画推進員研修
- G-NETしがフェスタ
(登録団体等の交流と成果発表の場)
- しがWO・MANネット登録団体との協働・共催事業
- G-NETカフェ

女性のチャレンジ支援 G-NETしが 女性の起業応援センター

- 女性のチャレンジ・起業支援セミナー
- 女性のためのビズ・チャレンジ相談
- 女性の起業家交流会
- 女性のチャレンジショップ体験
- 女性のためのコワーキング・チャレンジオフィス



滋賀マザーズジョブステーション



- マザーズ就労支援相談
就労に関するカウンセリング
子育て支援情報の提供
- 母子家庭等就業・自立支援センター
ハローワークマザーズコーナー
職業相談、職業紹介
- 他の職業相談窓口との連携
滋賀県保育士・保育所支援センター、滋賀県ナースセンター
滋賀県介護・福祉人材センター

2 令和3年度 事業実施スケジュール

講座名等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
G-NETほっとセミナー			☆ ①6/20				☆ ②10/17	☆ ③11/10 11/17	☆ ④12/11	☆ ⑤1/28		
教職員さんかく講座				☆ 7/30	☆ 8/6							
市町男女共同参画 担当職員研修	☆ ①4/23			☆ ②7/9				☆ 11/2				
講演会							☆ 10/17 ※G-NETほっとセミナー②と同時開催					
ユースリーダーセミナー			☆ 6/12	☆ 7/25								
しがパパママスクール (一部県内3市センターと共催)					☆ ①8/21		☆ ②10/23 ③10/30	☆ ④11/6 ⑤11/14				
デートDV防止啓発セ ミナー				☆ 7/30 ※教職員さんかく講座と兼ねる								
G-NETしが推進員研修 ・会議		☆ 5/15 ※中止										☆
しがWO・MANネット会議		☆ 5/15 ※中止										☆
しがWO・MANネット講座			←					30講座				→
相談員スキルアップ講座		☆ 5/13		☆ 7/8			☆ 9/30	☆ 10/7				
情報誌「G-NETしが」 発行						☆					☆	
G-NETしがフェスタ2021								☆ 11/28				
女性のチャレンジ・起業支 援セミナー				☆①7/6 ②7/21 ③7/27	☆ ④8/4		☆ ⑤9/15 ⑥9/29	☆ ⑦10/6 ⑧10/20				
女性のコワーキング・チャレ ンジオフィス			6/23オープン ←									→
女性のためのBiz・チャレ ンジ相談(予約制)						年間24回						→
女性の起業家交流会								☆ 11/27				
G-NETシネマ	☆ 4/17		☆ 6/26		☆ 8/21		☆ 10/16		☆ 12/18		☆ 2/19	

(都合により変更になる場合があります。)

3 令和3年度 個別事業の実施計画

(1) 講座・研修

G-NETほっとセミナー 対象：自治会、地域、団体等のリーダー、G-NETしが推進員、センター登録団体、市町行政職員 等

国の男女共同参画基本計画や県の新パートナーしがプランの重点項目等をテーマに取り上げ、基礎的知識や社会の変化に即した多様な観点を学び、男女共同参画の視点を地域活動で生かしていくためのリーダー向けの講座を開催する。（全6回：6月～1月）

※第2回講座（10月）は講演会として実施する。

講演会 対象：県民

男女に関わる問題や今日的課題について、広く「学び」「考える」ための学習機会を提供する。 ※G-NETほっとセミナー第2回講座と兼ねる。（10月17日）

市町男女共同参画担当職員研修 対象：市町男女共同参画担当職員等

市町担当者が相互の交流を図りつつ、基礎知識の習得をはじめ、地域課題に対応しかつ実践につなげるための効果的な講座および事業を企画・運営するための手法を学ぶ講座を開催する。（4月23日、7月9日、10月8日）

教職員さんかく講座 対象：小・中・高校等の教職員、市町教育委員会職員等

子どもたちをめぐる性別役割分担に起因する諸問題についての理解を深め、男女共同参画の視点に立った学校教育の推進に資する。（7月30日、8月6日）

デートDV防止啓発セミナー 対象：教職員、市町担当職員等

学校関係者等がデートDVの基礎知識や、被害者に寄り添った支援について学ぶ講座を開催し、デートDVに対して理解を深め教育や相談活動に資する。（7月30日）

※教職員さんかく講座第1回と兼ねる。

ユースリーダーセミナー 対象：大学生、小中高校生、20代の若者等

若年層へのジェンダー平等について啓発を行うため大学生、高校生を対象にユースリーダーとしての人材育成を目的にセミナーを開催する。（6月12日、7月25日）

出前授業・出前講座 対象：小・中・高・大学生・教職員・地域・団体・企業等

出前授業として、職員が県内学校等教育機関へ出向き、男女共同参画・より良いパートナーシップ等に関する出前授業を実施する（随時）。また、中学校・高等学校へ専門家を派遣する。出前講座として、地域・各種団体等へ出向き、男女共同参画に係る内容の出前講座を実施する。

しがパパママスクール 対象：家事・育児に関心のある男性とその家族

ワークライフバランスの実現に向け、家事・育児に関する知識や経験を得る機会が少ない男性やその家族を対象に仕事と家庭の両立のための講座を県内市男女共同参画センターと連携し開催する。（8月21日、10月23日、10月30日、11月6日、11月14日）

しがWO・MANネット講座 対象：県民

しがWO・MANネット登録団体が、男女共同参画社会の意義等を県民にアピールするとともに、それぞれの団体の特色を生かし、センターと協働で開催する。

(2) 相談事業

男女共同参画に関する相談 相談専用電話 0748-37 (みな) -8739 (はなさく)

性別による差別的取扱い、DV（配偶者や恋人からの暴力）その他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関しての相談、自立・生き方に関する問題、人間関係に関する問題等の相談に応じ、自分で解決していくためのアドバイスやカウンセリングを行う。また、専門相談として、弁護士による法律相談を月1回、臨床心理士によるDVカウンセリングを月2回、男性相談員による男性相談を月2回実施する。（面接相談および専門相談は要予約）

●総合相談（電話・面接・カウンセリング）

火、水、金、土、日曜日 午前9時～12時、午後1時～5時

木曜日 午前9時～12時、午後5時～8時30分

●DVカウンセリング（面接） 月2回 午前10時～12時、午後1時～3時

●法律相談（面接） 月1回 午後1時30分～午後4時30分

●男性相談員による男性相談 月2回 午後5時30分～午後8時30分

男女共同参画相談ネットワークの推進

県機関および各市町の女性問題等に関する相談機関および相談員とのネットワークを設置し、担当者あるいは相談員による会議等を開催することにより、それぞれの機関の特性を把握するとともに、女性問題・男性問題の根底にかかわる相談への理解を深める。

また、事例研究等を通じて、市町における男女共同参画の視点を持った相談員の育成や資質向上を図るとともに、相談機関相互の連携および関係機関や専門機関との関わり方を修得するための講座を開催する。

市町DV対策担当・男女共同参画担当者会議 年1回

相談員スキルアップ講座 年4回

DV防止啓発チラシ等の作成 随時

(3) 情報発信・調査研究

図書・資料室の運営

男女共同参画社会づくりに関する図書や、国・都道府県・市町における男女共同参画行政に関する資料、女性団体等の機関誌等の情報提供および利用者へのレファレンスサービスを行う。

また、市男女共同参画関連施設等への情報提供やパック貸出を充実するとともに、大学生や研究者に対し調査研究支援を行う。

開室時間：午前9時～午後5時

●女性情報コーナー ●ビデオブース ●親子絵本コーナーの設置

●情報レファレンス ●図書・資料室だよりの発行 ●ライブラリーツアーの実施

●ブックトラックの実施 ●図書・資料のミニ企画展示

情報誌「G-NETしが」の発行

滋賀県の男女共同参画に関する施策情報をはじめ、当センター主催事業や推進員の活動な

どを紹介するため、啓発情報誌を発行する。(年2回)

ホームページによる情報の提供

県民やチャレンジしたい女性等に対して、ホームページの内容の充実に努め、男女共同参画や女性のチャレンジ支援等に関する情報を発信・提供する。

[<http://www.pref.shiga.lg.jp/g-net/>]

メールマガジン「きてみ～な」の発行

メールマガジンの発行により当センターのイベント情報等を発信する。(毎月1～2回)

男女共同参画動画配信

男女共同参画の推進に関する動画をHPや館内モニターにて配信する。(随時)

(4) 交流・活動の支援

県内6センター(滋賀県・大津市・彦根市・草津市・高島市・米原市)連携事業

県内5市男女共同参画センターと連携し、共催事業を展開することにより、広く県民に男女共同参画の視点を意識する重要性を啓発し、地域活動の活性化を図る。

※しがパパママスクール5回のうち3回について、市男女共同参画センターと共同開催する。(8月21日(米原市)、10月23日(高島市)、11月6日(草津市)、※共同開催(10月30日、11月14日))

G-NETしがフェスタ2021

県内で活動している団体やグループによる啓発活動や団体紹介により互いの活動を交流することや、男女共同参画の講演会やステージ発表等により男女共同参画を県民にアピールする。(11月28日)

G-NETカフェ

男女共同参画の視点をあらゆる分野に浸透させるため、各種団体と連携するなどして、必要な人に必要な情報を橋渡しする場を提供する。(随時)

(5) 女性のチャレンジ支援

女性のチャレンジ・起業支援セミナー

チャレンジにあたっての必要なスキルを習得し、女性の活躍を支える男女共同参画の視点について学ぶ場を提供するとともに参加者のネットワークづくりを図る。

(全8回: 7月6日・21日・27日、8月4日、9月15日・29日、10月6日・20日)

女性のためのビズ・チャレンジ相談

起業にチャレンジしようとする女性、起業したものの軌道に乗るまでの段階にある女性に活動段階(考え方の整理、事業プランの作成、起業の準備、NPO設立等)に応じた必要な情報を提供し、具体的行動に移すためのアドバイスや専門的な技術アドバイスを行う。

滋賀県よろず支援拠点と連携して実施する。(要予約)

●相談日 毎月2回(火曜日1回、日曜日1回、各4枠)

●予約電話 0748-37-3751

女性の起業家交流会

起業にチャレンジしたいと意欲を持つ女性に、今一步を後押しすることを目的に先輩起業家の体験談を聞きアドバイスをもらう機会や県内各市町、商工会等各支援機関の起業塾生・卒業生および起業支援者との交流の場を提供する。(11月27日)

女性のチャレンジショップ体験

「女性のチャレンジ・起業支援セミナー」や「女性のためのビズ・チャレンジ相談」等を受けた者が実際に起業する前段階として、ショップ企画や仕入れ、接客、商品販売等の実践ができる場を提供する。(随時)

女性の起業応援センター

女性の起業家や起業を目指す女性を対象に、オフィスマネージャーの助言を受けながら、起業家同士のつながりや情報収集・アイデア創出の場としてセンター内にコワーキングスペースやミーティングスペースを使うことができる「G-NETしが女性の起業応援センター」を設置し、起業等をめざす女性を一貫して支援する。(6月23日オープン)

(6) その他

子育て世代を応援する託児室の運営

講座や相談等センター事業利用者に対して、一時保育を行い、子育て世代の社会参画を支援する。

G-NETシネマ

図書・資料室の所蔵ビデオ等の中から、男女共同参画の視点に立ったDVD・ビデオ等を上映する。

滋賀マザーズジョブステーション

出産や子育てによる離職後、再就職を希望する女性や仕事と子育ての両立に悩む女性、社会に一步踏み出したい女性等を対象に、就労に至るまでの個別相談やアドバイス、仕事と子育ての両立に欠かせない情報(保育等)の提供を行うことに加え、就労後も仕事を継続する上での悩み事についての個別相談やアドバイスなどをワンストップで行う窓口を設置。

オンラインでの相談にも対応あり。また、就職に向けた実践的セミナーも実施。

●総合受付・マザーズ就労支援相談

(就労相談カウンセリング、両立支援相談) TEL: 0748-36-1831

●母子家庭等就業・自立支援センター TEL: 0748-37-5088

●ハローワークマザーズコーナー TEL: 0748-37-3882

●他の職業相談窓口との連携

滋賀県保育士・保育所支援センターによる保育施設への就業に関する相談

毎月 第3金曜日 10~16時(要予約)

滋賀県ナースセンターによる看護師、保健師、助産師等の仕事の相談

毎月 第2・4金曜日 10~16時(要予約)

介護・福祉人材センターによる福祉に関する仕事や資格等の相談

毎月 第4水曜日 13~16時(要予約)

V 令和2年度男女共同参画センター事業実績

1 自主事業の実施結果

(1) 講座・研修

() は男性の数で内数

事業名	対象・参加者	実施期日	内 容
① G-NET ほっとセミナー ② 講演会	一般県民 延 341 人 (143 人)	10月16日 11月21日 11月29日 12月 3日 1月29日	男女共同参画に関する基礎的知識や社会の変化に即した多様な観点を学び、男女共同参画の視点を地域活動へ活かそうとする県民の主体的な取組を促進することを目的に開催。 (5回)
③ 教職員さんかく 講座	県内教職員 29 人 (10 人)	12月25日	男女共同参画社会づくりに向けた教育や保育の役割を認識し、学校生活の中での性別役割分担に起因する問題やセクハラ、DV、児童虐待など子どもを取り巻く諸問題についての理解を深め、教育活動に資するために開催。 (1回)
④ デートDV防止 啓発セミナー	一般県民 66 人 (19 人)	7月29日	デートDVについての基礎知識や予防教育の必要性を理解しデートDV被害者や加害者の相談を受け止め、支援につなげる人材を育成することを目的に開催。第1回教職員さんかく講座と兼ねた。 (1回)
⑤ 市町男女共同参 画担当職員研修	市町担当者 延 54 人 (22 人)	8月 5日 9月10日 10月 9日	市町の行政職員が男女共同参画に関する基礎知識を習得するとともに、地域課題に柔軟に対応し、実践につながる効果的な施策展開を図ることを目的に開催。 (3回)
⑥ ユースリーダー セミナー	学生を中心 とした若者 延 22 人 (9 人)	11月 1日 2月 7日	学生を中心とした青年層が、ジェンダー平等に向けた社会の動きや社会や家庭での男女共同参画実現に向けた実践的な方法を学ぶ。 (2回)
⑦ しがパパママス クール	県内子育て 中の家族 延 202 人 (102 人)	8月 8日 8月22日 10月10日 10月24日 11月15日	これから共に歩んでいこうとする共働きの夫婦等を対象とした仕事と家庭の両立のための講座を開催するとともに、家庭での男女共同参画の普及啓発を目的として開催。 (5回)
⑧ しがWO・MAN ネット講座	団体・グループ 一般県民 延 68 人 (21 人)	7月16日 ～ 3月18日	登録団体・グループが、それぞれの活動内容をいかした講座を企画運営するための支援を行った。 (8講座)
⑨ 出前講座	延 78 人 (17 人)	7月 4日 ～ 3月 6日	固定的性別役割分担意識や、制度・慣習などに左右されない働き方や生き方について考える機会を提供するなど、男女共同参画社会に対する学びを深めるため、自治会や各種団体を対象に開催。 (4回)
⑩ 出前授業	県内大学生 高校生 中学生 小学生 延 1,899 人 (1,018 人)	7月22日 ～ 3月10日	よりよいパートナーシップを築いていくことや、固定的性別役割分担意識や、制度・慣習などに左右されない働き方や生き方について考える機会を提供するなど、男女共同参画社会に対する若い世代の理解と学習を深めるため、県内学校を対象に開催。 (15回)

① ほっとセミナー

男女共同参画に関する基礎的知識や社会の変化に即した多様な観点を学び、男女共同参画の視点を地域活動へ活かそうとする県民の主体的な取組を促進するために開催。(全5回)

() は男性の数で内数

	開催日 参加者数	テーマ・講師	内容
1	10月16日(金) 14人(11人)	これからの働き方と家庭生活について考える ～コロナ禍がもたらす社会の変容のなかで～ 多賀 太さん (関西大学文学部教授)	コロナ禍で見えてきた問題点から、これからの働き方や家庭での役割、ワーク・ライフ・バランスを考えていくことについて
2	11月21日(土) 14人(6人)	非モテの悩みから見る男性の生きづらさ ～生きづらさにどう向き合っていくか～ 西井 開さん (Re-Design For Men 代表)	男性の価値観の縛りの中での生きづらさを解消するための考え方やその取り組み事例について
3	11月29日(日) 167人(43人)	男女共同参画ぶっちゃけ夫婦トーク 露の団姫さん 豊来家大治朗さん	身近な話題の中にある男女共同参画の課題にをとおして、男女が共に生きやすい社会作りを考えることについて
4	12月 3日(木) 121人(76人)	地域における男女共同参画の推進 ～歴史からたどる男女共同参画の今とこれから～ 伊藤 公雄さん (京都産業大学教授)	日本の男女共同参画の現状と歴史や、地域における男女共同参画推進の方法と意義について
5	1月29日(金) 25人(7人)	「ジェンダーギャップ解消 女性リーダーが増えることの本当の意味」 (共催：滋賀県選挙管理委員会) 白河 桃子さん (昭和女子大学 客員教授)	男女共同参画が進まない社会構造を変えるために、意思決定の場での女性の意見の必要性について

341人(143人)

第2回講座



第4回講座



第5回講座



② 講演会（※兼 G-NET ほっとセミナー第3回講座）

県民一人ひとりが男女共同参画の意義を正しく理解し、認識を深め、身近な生活に関わるところで実践していただけるよう、男女に関わる問題や今日的な課題について「学び」「考える」機会を提供する場として計画する。

◆計画概要

開催日 令和2年11月29日（日） 14:00～16:00
 会場 男女共同参画センター 大ホール
 テーマ 『男女共同参画ぶっちゃけ夫婦トーク』
 講師 落語家 露の団姫さん
 太神楽曲芸師 豊来家大治朗さん



③ 教職員さんかく講座

21世紀に生きる子どもたちが性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、伸びやかに、多様な生き方ができるよう、また、無意識の性別による役割分担意識を払拭し、真に男女共同参画社会を築けるよう、子どもたちを取り巻く諸問題についての理解を深め、学校の役割を再認識し、これからの教育活動に資することを目的として開催。

（ ）は男性の数で内数

開催日時 参加者数	テーマ・講師等
7月29日（水） 14:30～16:30 66人（19人）	第1回『なぜ今、学校におけるデートDV防止教育が必要なのか ～子どもたちの未来を守るために～』 講師 西山 さつきさん（NPO法人 レジリエンス） 内容 生きづらさに対するレジリエンスの必要性とともにデートDV等への早期対応スキルを学ぶ。
12月25日（金） 14:00～16:30 29人（10人）	第2回 【第1講】 「男女共同参画社会づくり副読本等の活用について」 説明 久保川雅子さん（多賀町立多賀小学校長） 内容 小学校、中学校、高等学校に配布されている副読本の使用状況や学習効果、活用方法について。 【第2講】 「『みんな違ってみんないい』を体感できる男女共同参画ワークショップについて考えよう」

	<p>講師 高崎 恵さん (オフィスピュア ワークショップデザイナー・男女共同参画政策アドバイザー)</p> <p>内容 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、伸びやかに多様な生き方ができるように、男女共同参画社会の視点から学校のあらゆる場面にあるジェンダーに気づく。</p>
--	--

95人 (29人)

④ デートDV防止啓発セミナー (※兼 教職員さんかく講座第1回)

デートDVについての基礎知識や予防教育の必要性を理解し、デートDV被害者や加害者の相談を受け止め、支援につなげることでできる人材を育成する。

参加者数 66人 (19人)

⑤ 市町男女共同参画担当職員研修

男女共同参画社会づくりに向けて、重点課題となっている地域社会における実践活動の推進のため、市町の行政職員が男女共同参画に関する基礎知識を習得するとともに、地域の課題に柔軟に対応し、実践につながる効果的な施策の展開が必要になっている。市町の担当職員が相互に情報交換し、連携を深めながら、共によりよい施策展開が図れることを目的に開催。

(全3回オンラインで開催)

() は男性の数で内数

開催日時 参加者数	内 容	講 師
8月5日(水) 13:30~16:00 16人(7人)	<p>【講義】 「暮らしの中のジェンダー平等を考える」 (概観)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響 ・日本の男女共同参画(ジェンダー平等)の現状 ・暮らしに潜むアンコンシャス・バイアス ・第5次男女共同参画計画策定に向けた議論等 	勝身 真理子さん (滋賀県理事員・滋賀県立大学男女共同参画アドバイザー)
9月10日(木) 13:30~16:00 19人(6人)	<p>【講義・ワークショップ】 「効果的な啓発のための研修講座の企画運営」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町の取組・課題の意見交換 ・男女共同参画のための講座を企画・立案するために ・講座の企画・広報・運営のプロセス ・事業効果を上げるために 	仁科 あゆ美さん (一財)大阪府男女共同参画推進財団理事・本部長)
10月9日(金) 13:30~15:00 19人(9人)	<p>【講義】 「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方と各市町の取組について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の現状 ・男女共同参画基本計画 ・第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について ・滋賀県における男女共同参画の現状について 	高橋 朋也さん (内閣府男女共同参画局推進課課長補佐)

54人 (22人)

第1回

暮らしの中の ジェンダー平等を考える

2020年8月5日(水)
第1回市町男女共同参画担当職員研修
@滋賀県立男女共同参画センター

講師 眞理子(滋賀県理事員・滋賀県立大学男女共同参画アドバイザー)

1 新型コロナウイルス感染症の影響

○外出自粛や休業等が行われる中、平常時における固定的な役割分担意識を反映して、増大する家事、子育て、介護等の家庭責任の女性への集中

○生活不安・ストレスからのDV等の増加・深刻化

○特に、飲食・観光、サービスの分野では、雇用者に占める女性の割合が高いことから深刻な雇用の危機

○テレワークの導入やオンラインの活用が拡大したことにより在宅勤務を活用したフルタイムでの勤務や業務の広がりが、女性の活躍の場の新たな拡大に向けた可能性。ワークライフバランスの推進、男性の家事・育児等への参画を促す好機

○新型コロナウイルス感染症に起因する社会変革や人々の行動変容が「新たな日常」の構築につながるよう必要な取組を加速

(出典)女性活躍推進のための重点方針2020(2.7.1)(すべての女性が輝く社会づくり本部)

第2回



第3回

第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての
基本的な考え方(案) 概要

目次

第1部 基本的な方針…1

第2部 政策論…2

Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大…2

第1分節 産業・人材育成等における女性の参画拡大…2

第2分節 雇用における男女共同参画の促進と生活の安定…3

第3分節 地域における男女共同参画の推進…4

第4分節 科学技術・革新における男女共同参画の推進…4

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現…5

第1分節 社会に対するあらゆる形の暴力…5

第2分節 男女共同参画の促進がもたらした効果等(特に、社会に対する安全・安心な暮らしの確保)…6

第3分節 生活の安定と女性の就業支援…6

第4分節 防災・復興における男女共同参画の推進…7

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備…7

第1分節 男女共同参画の促進にまつる法制整備の整備…7

第2分節 労働・メディア等を通じた男女共同参画の意識啓発、進捗の促進…8

第3分節 男女共同参画に関する国際的な取組及び貢献…8

Ⅳ 推進体制の整備・強化…9

令和2年7月

基本的な方針

1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会

1) 男女が自らの希望に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、各々が多様な可能性を伸ばし、活力ある活躍可能な社会

2) 男女の能力が尊重され、専断を許さず誰もが生きることのできる社会

3) 社会生活の質が向上し、誰もが安心して生活し、安心して暮らすことのできる社会

4) 多様な価値観を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる、各々が多様な可能性を伸ばし、活力ある活躍可能な社会

2 社会情勢の現状及び課題

1) 人口減少社会の本格化と少子・高齢化の加速

2) 人口減少社会の到来と働き方・暮らしの改善

3) 経済・社会情勢の急変と労働市場の不安定化

4) 安全・安心な暮らしの実現

5) 男女共同参画の促進がもたらした効果等(特に、社会に対する安全・安心な暮らしの確保)

6) 生活の安定と女性の就業支援

7) 防災・復興における男女共同参画の推進

3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき取組等

1) 男女共同参画の促進は、一人一人が個性と能力を十分に発揮できる、各々が多様な可能性を伸ばし、活力ある活躍可能な社会の実現を目指す

2) 安全・安心な暮らしの実現は、あらゆる形の暴力(性暴力、DV等)の防止と被害者の救済、安全な暮らしの実現を目指す

3) 生活の安定と女性の就業支援は、生活の安定と女性の就業支援を推進する

4) 男女共同参画の促進は、男女共同参画の促進を推進する

5) 推進体制の整備・強化は、推進体制の整備・強化を推進する

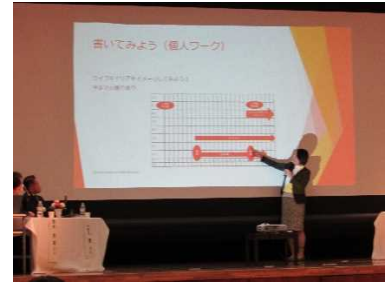
⑥ ユースリーダーセミナー

学生を中心とした青年層が、ジェンダー平等に向けた社会の動きや社会や家庭での男女共同参画実現に向けた実践的な方法を学ぶことにより、ジェンダー平等の視点を活かした実践を行うとともに、ジェンダー平等な社会づくりについての啓発を積極的に行うことのできる人材育成を目的に開催。

()は男性の数で内数

開催日時 参加者数	テーマ・内容	講師
11月1日(日) 13人(6人)	「人生を豊かにするための就職先 えらび」	立石豊さん (シンコーメタリコン株式会社 代表取締役社長) 鈴木則成さん (鈴木ヘルスケアサービス株式会社 代表取締役社長) 石倉和美さん (ポジティブトランジション代表)
2月7日(日) 9人(3人)	「これからの主役『SDGs』に ついて学ぶ」	谷口嘉之さん (滋賀県立大学地域連携コーディネーター)

22人(9人)



⑦ しがパママスクール

これから共に歩いていこうとする共働きの夫婦等を対象とした仕事と家庭の両立のための講座を開催するとともに、家庭での男女共同参画の普及啓発を目的として開催。

() は男性の数で内数

開催日・場所 参加者数	テーマ・内容・(開催場所)	講師
8月8日(土) 19人(10人)	「子どもの力がぐんぐん伸びる！親子で楽しむふしぎあそび」とおすすめ絵本大紹介 (県立男女共同参画センター)	和田 憲明さん (マジックパパ代表)
8月22日(土) 43人(23人)	子どもの力がぐんぐん伸びる！親子で楽しむふしぎあそび+かんたん手品大作戦 (明日都浜大津ふれあいプラザ※ ¹)	和田 憲明さん (マジックパパ代表)
10月10日(土) 50人(26人)	パパの料理入門「おとう飯」 ママの「家族で家事シェア大作戦」 (県立男女共同参画センター)	長瀬 裕子さん (管理栄養士) 石倉 和美さん (ポジティブトランジション代表)
10月24日(土) 49人(19人)	「子どもの力がぐんぐん伸びる！親子で楽しむふしぎあそび」とわくわくおもちゃ工作！ (彦根市男女共同参画センター※ ²)	和田 憲明さん (マジックパパ代表)
11月15日(日) 41人(24人)	プロのパティシエから学ぶ 親子で楽しむ手作りスイーツ教室 (県立男女共同参画センター)	川原崎義裕さん (ル・クレーヴ、パティシエ)

※1 大津市男女共同参画センターと共催

202人(102人)

※2 彦根市男女共同参画センターと共催



⑧ しがWO・MANネット講座

しがWO・MANネット登録団体・グループが、それぞれの活動内容をいかした講座を企画運営するための支援をした。(2団体 8講座 会場は男女共同参画センター)

()は男性の数で内数

回	開催団体名	開催日・参加人数	テーマ・講師
1	NPO法人 創業未来会議室	7月16日(木) 7人(4人)	チャレンジなんでも相談会 松本 雅宏さん (創業未来会議室代表)
2		9月17日(木) 7人(4人)	
3		10月15日(木) 6人(4人)	
4		11月11日(木) 6人(3人)	
5		1月21日(木) 8人(4人)	
6		2月18日(木) 5人(0人)	
7		3月18日(木) 8人(2人)	
8	NPO法人 男女共同参画をすすめる 会I.YOU淡海	11月7日(土) 21人(0人)	もうひと花咲かせようPART9 お家で楽しく過ごそう・おと な可愛い紙工作 I.YOU淡海理事

68人(21人)

しがWO・MAN
ネット講座



⑨ 出前講座

自治会や各種団体を対象に、男女共同参画社会づくりに向け学習する機会を提供した。

(4回)

()は男性の数で内数

開催日	テーマ・内容	会場・対象	参加者数
7月4日(土)	「男女共同参画副読本の活用について」「男女共同参画ミニ講座」	滋賀県教職員組合両性委員会	14人(5人)
9月3日(木)	ジェンダーと子ども～幼児期にジェンダーの再生産を防ぐために～	男女共同参画をすすめる会 I.YOU淡海	16人(0人)
10月19日(月)	「男女共同参画社会基本法制定から20年～ジェンダーの視点とは?～」	豊郷町	35人(0人)
3月6日(土)	地域を支えるこれからの男女共同参画	米原市柏原自治会	13人(12人)

78人(17人)

⑩ 出前授業

県内学校を対象に、男女共同参画社会づくりに向け学習する機会を提供した。(15回)

() は男性の数で内数

開催日	テーマ・内容	会場・対象	参加者数
7月22日(水)	一人ひとりの良さに目を向けよう ～男女平等な社会を作ることから	甲賀市立甲南中部小学校	26人(14人)
10月5日(日)	より良いパートナーシップ	長浜北星高等学校定時制	18人(6人)
10月21日(木)	生徒の明るい未来を支える これからの男女共同参画	彦根市立稲枝中学校	25人(13人)
11月9日(水)	より良いパートナーシップ より良い男女関係を築くために	彦根市立稲枝中学校	102人(56人)
11月10日(火) 11月13日(金)	より良いパートナーシップ	草津市立草津中学校	258人(127人)
11月12日(金)	ちがいをみとめ合う	米原市立河南小学校	35人(16人)
12月8日(火)	デートDVについて	大津市立田上中学校	88人(46人)
12月14日(月)	男女共同参画社会 デートDV	堅田高等学校	407人(213人)
12月17日(木)	男女共同参画	甲賀市立土山小学校	36人(19人)
12月21日(月)	望ましい人間関係をつくるために パートナーシップとデートDV防止	東近江市立愛東中学校	35人(13人)
1月15日(金)	性の多様性 デートDVを理解する	東近江市立聖徳中学校	249人(127人)
1月19日(火)	より良いパートナーシップのため に(デートDV)	八幡工業高等学校	14人(9人)
2月2日(火)	より良いパートナーシップ (デートDV)	近江八幡市立北里小学校	62人(31人)
2月10日(水)	デートDV防止と男女共同参画の実 現のための啓発	比叡山高等学校	417人(259人)
3月10日(水)	より良いパートナーシップ	米原市立双葉中学校	127人(69人)

1,899人(1,018人)

(2) 相談事業

① 相談室の運営

性別による差別的取り扱い、DVやセクシュアル・ハラスメント、その他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関する相談、自立・生き方に関する問題、人間関係に関する問題等の相談に対して、自分で解決していくきっかけとなる総合相談、専門相談として臨床心理士によるDVカウンセリング（年間36回）、弁護士による法律相談（年間12回）を実施した。

<令和2年度相談内容別件数>

(総合相談) 相談件数 2,784 件

主訴内容	件数		構成比 (%)
全相談件数	全体	2,784	100.0
	内男性数	542	
	不明	231	
自立・生き方の問題	全体	42	1.5
	内男性数	24	
夫婦関係	全体	465	16.7
	内男性数	99	
家族関係	全体	183	6.6
	内男性数	33	
地域職場等その他の人間関係	全体	365	13.1
	内男性数	44	
異性・性の問題	全体	70	2.5
	内男性数	55	
心の健康問題	全体	1,019	36.6
	内男性数	187	
セクハラ・性暴力	全体	3	0.1
	内男性数	2	
金銭トラブルその他	全体	637	22.9
	内男性数	98	
うちDVが関わる相談	全体	735	26.4
	内男性数	71	

年齢	件数		構成比 (%)
19歳以下	全体	5	0.2
	内男性数	4	
20歳代	全体	63	2.3
	内男性数	34	
30歳代	全体	256	9.2
	内男性数	68	
40歳代	全体	1,048	37.6
	内男性数	95	
50歳代	全体	620	22.3
	内男性数	77	
60歳以上	全体	561	20.2
	内男性数	264	
年齢不詳	全体	231	8.3
	内男性数	0	
	不明	231	
性別	女性	2,011	100.0
	男性	542	
	不明	231	

(法律相談) 相談件数 30 件

(DVカウンセリング) 相談件数 79 件

内容	件数		構成比 (%)
総件数	全体	79	100.0
	内男性数	0	
心理面のケア	全体	79	100.0
	内男性数	0	
法的な事から	全体	0	0.0
	内男性数	0	
子どもとの関わり	全体	0	0.0
	内男性数	0	
夫等との関わり	全体	0	0.0
	内男性数	0	
その他	全体	0	0.0
	内男性数	0	

区分	年度	件数	構成比 (%)
総件数	全体	30	100.0
	内男性数	3	
離婚問題	全体	24	80.0
	内男性数	3	
親権・養育費等問題	全体	0	0.0
	内男性数	0	
慰謝料・財産与等	全体	2	6.7
	内男性数	0	
セクハラ等問題	全体	0	0.0
	内男性数	0	
借金等問題	全体	0	0.0
	内男性数	0	
土地建物等財産問題	全体	3	10.0
	内男性数	0	
その他	全体	1	3.3
	内男性数	0	

◆男女共同参画相談の状況

総合相談

区分	年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	構成比(%)	対前年度比(%)	
相談件数	全体	3,110	3,350	3,160	2,437	2,698	2,766	2,926	3,175	2,917	2,592	2,672	3,009	3,214	3,429	2,965	2,916	2,784	100.0	95.5	
	内男性数	279	306	345	265	305	404	320	377	424	286	295	383	282	362	401	462	542			
方法	面接	全体	1,277	1,282	1,264	421	455	516	291	387	465	359	277	243	246	217	246	316	339	12.2	107.3
		内男性数	149	138	186	64	86	135	59	67	114	59	44	48	36	37	55	73	85		
	電話	全体	1,833	2,068	1,896	2,016	2,243	2,250	2,635	2,788	2,452	2,233	2,395	2,766	2,968	3,212	2,719	2,600	2,445	87.8	94.0
		内男性数	130	168	159	201	219	269	261	310	310	227	251	335	246	325	346	389	457		
主訴内容	自立・生き方の問題	全体	473	538	563	118	75	98	57	97	175	205	194	172	154	70	141	122	42	1.5	34.4
	内男性数	28	57	99	14	16	23	2	29	35	21	16	44	66	34	93	94	24			
	夫婦関係	全体	853	933	837	611	808	945	624	708	731	615	507	533	463	395	409	466	465	16.7	99.8
	内男性数	133	96	98	87	160	209	95	115	149	103	94	112	69	59	43	71	99			
	家族関係	全体	639	648	591	347	293	313	272	316	308	284	235	272	252	232	229	177	183	6.6	103.4
	内男性数	40	49	41	19	29	32	37	27	41	29	29	48	22	22	17	29	33			
	地域職場等その他の人間関係	全体	150	138	182	139	166	143	103	176	168	119	163	238	230	269	383	308	365	13.1	118.5
	内男性数	14	11	15	24	16	23	12	16	26	10	18	20	23	30	35	33	44			
	異性・性の問題	全体	110	90	46	45	64	58	93	112	125	56	109	87	54	97	97	56	70	2.5	125.0
	内男性数	5	9	10	12	9	17	49	75	64	37	75	28	32	47	62	22	55			
心の健康問題	全体	601	749	722	624	715	632	1451	1481	877	823	906	1101	1305	1739	1184	1244	1019	36.6	81.9	
内男性数	16	28	42	28	17	17	60	55	36	14	4	72	22	108	101	166	187				
セクハラ・性暴力	全体	37	34	39	24	8	9	16	16	28	9	10	5	12	3	8	23	3	0.1	13.0	
内男性数	2	7	7	1	1	1	5	2	0	0	1	1	1	0	2	1	2				
金銭トラブルその他	全体	247	220	180	529	569	568	310	269	505	481	548	601	744	624	514	520	637	22.9	122.5	
内男性数	41	49	33	82	57	82	60	58	73	66	58	58	47	62	48	46	98				
うちDVが関わる相談	全体	697	818	825	277	436	412	300	528	672	555	511	563	461	451	424	550	735	26.4	133.6	
内男性数	89	83	56	27	82	91	39	77	59	76	81	143	90	78	24	48	71				
年齢	19歳以下	全体	184	123	36	0	4	3	51	64	10	3	1	1	2	1	2	5	5	0.2	100.0
		内男性数	10	5	8	0	0	0	49	60	2	1	1	0	0	1	2	3	4		
	20歳代	全体	354	422	495	427	384	322	515	568	223	145	152	148	93	80	104	84	63	2.3	75.0
		内男性数	9	25	52	15	42	37	52	49	64	39	58	60	47	31	44	22	34		
	30歳代	全体	1,437	1,537	1,282	718	777	523	926	835	874	656	660	644	611	569	262	255	256	9.2	100.4
		内男性数	138	140	122	68	82	67	51	91	125	94	53	69	42	89	60	55	68		
	40歳代	全体	640	751	605	496	462	714	523	876	749	527	578	609	631	734	1074	1129	1048	37.6	92.8
		内男性数	71	64	63	86	50	89	51	83	110	55	95	56	46	35	33	46	95		
50歳代	全体	346	334	514	392	499	646	606	567	708	973	1039	1027	1160	1323	744	527	620	22.3	117.6	
	内男性数	31	30	46	30	43	110	68	63	81	62	64	171	129	127	122	128	77			
60歳以上	全体	101	106	126	88	181	161	190	221	282	203	190	471	535	512	568	707	561	20.2	79.3	
	内男性数	14	17	31	25	49	39	32	28	40	34	23	25	17	79	139	208	264			
年齢不詳	全体	48	77	102	316	391	397	115	44	71	85	52	109	182	210	211	209	231	8.3	110.5	
	内男性数	6	19	23	41	39	62	17	3	2	1	1	2	1	0	1	0	0			
性別	女性	2,831	3,045	2,815	2,172	2,393	2,362	2,606	2,798	2,493	2,306	2,377	2,626	2,751	2,860	2,362	2,248	2,011	72.2	89.5	
	男性	279	305	345	265	305	404	320	377	424	286	295	383	282	362	401	462	542			19.5
	不明													181	207	202	206	231	8.3	112.1	

「男女共同参画相談室」総合相談の体制について

- 平成14～22年度 男女共同参画相談員3名体制で実施
- 平成23年度 男女共同参画相談員3名、配偶者暴力被害者支援等心理相談員1名体制で実施
- 平成24年度 男女共同参画心理相談員1名、男女共同参画相談員2名、配偶者暴力被害者支援等心理相談員1名体制で実施
- 平成25年度 男女共同参画心理相談員1名、男女共同参画相談員2名体制で実施
- 平成27年度 男女共同参画心理相談員3名体制で実施

専門相談

(DVカウンセリング)

種類	区分	年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	構成比(%)
DVカウンセリング・平成25年4月より開始	総件数	全体	72	89	80	95	107	93	102	79	100.0
		内男性数	0	0	0	0	1	0	4	0	
	心理面のケア	全体	43	44	61	90	93	91	102	79	100.0
		内男性数	0	0	0	0	1	0	4	0	
	法的な事から	全体	1	3	0	0	0	0	0	0	0.0
		内男性数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	子どもとの関わり	全体	0	2	8	5	14	2	0	0	0.0
		内男性数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	夫等との関わり	全体	15	28	11	0	0	0	0	0	0.0
		内男性数	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	全体	13	12	0	0	0	0	0	0	0.0	
	内男性数	0	0	0	0	0	0	0	0		
年齢別	19歳以下	全体	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
		内男性数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	20歳代	全体	20	18	22	11	11	0	11	3	3.8
		内男性数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	30歳代	全体	19	38	18	25	6	20	22	14	17.7
		内男性数	0	0	0	0	1	0	4	0	
	40歳代	全体	8	11	3	22	51	36	40	40	50.6
		内男性数	0	0	0	0	0	0	0	0	
50歳代	全体	25	17	33	20	25	26	18	11	13.9	
	内男性数	0	0	0	0	0	0	0	0		
60歳以上	全体	0	5	4	17	14	11	11	11	13.9	
	内男性数	0	0	0	0	0	0	0	0		
不明	全体	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	内男性数	0	0	0	0	0	0	0	0		

(法律相談)

種類	区分	年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	構成比(%)
法律相談・平成10年7月より開始	総件数	全体	46	41	37	39	34	35	43	44	51	30	22	23	26	27	27	28	30	100.0
		内男性数	3	4	3	5	6	6	2	6	9	3	2	1	0	4	3	2	3	
	離婚問題	全体	24	15	19	25	21	22	17	29	36	24	18	16	21	25	23	24	24	80.0
		内男性数	0	1	1	2	2	3	1	0	6	3	2	0	0	4	3	2	3	
	親権・養育費等問題	全体	4	8	1	6	6	5	5	5	6	1	0	0	5	0	1	2	0	0.0
		内男性数	0	1	0	0	2	3	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
	慰謝料・財産分与等	全体	4	10	6	3	3	7	15	3	2	2	0	4	0	1	2	2	2	6.7
		内男性数	1	1	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	セクハラ等問題	全体	3	0	2	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
		内男性数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
借金等問題	全体	4	2	0	2	0	0	1	1	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0.0	
	内男性数	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
土地建物等財産問題	全体	0	2	5	2	1	0	2	0	3	0	0	0	0	0	1	0	3	10.0	
	内男性数	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他	全体	7	4	4	1	3	1	1	5	3	1	3	3	3	0	0	0	1	3.3	
	内男性数	1	1	0	0	1	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0		
年齢別	19歳以下	全体	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
		内男性数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	20歳代	全体	7	7	6	8	4	8	1	7	4	1	1	2	1	1	0	2	1	3.3
		内男性数	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	
	30歳代	全体	24	14	12	14	15	8	20	13	23	12	10	5	10	9	6	7	4	13.3
		内男性数	2	1	0	1	3	3	1	2	1	2	1	1	0	2	0	1	0	
	40歳代	全体	9	10	8	6	6	8	10	12	13	8	8	8	11	8	12	9	13	43.3
		内男性数	0	1	1	1	0	1	1	0	4	0	1	0	0	1	2	0	1	
50歳代	全体	3	5	5	8	7	9	9	8	5	7	3	8	3	7	4	4	10	33.3	
	内男性数	1	0	0	2	2	2	0	1	1	1	0	0	0	0	1	1	2		
60歳以上	全体	3	5	5	3	2	2	3	3	6	2	0	0	1	2	5	6	2	6.7	
	内男性数	1	1	2	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0		
不明	全体	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	内男性数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

当センター「男女共同参画相談室」においては、相談室開設以来専門相談として法律相談の他、下記の相談を実施していました。

- ※ 平成10年7月～平成18年度 精神科医による「こころと体の相談」実施
- ※ 平成11年度～平成19年度 臨床心理士による「家族問題カウンセリング」実施
- ※ 平成14年度～平成23年度 DV相談実施(平成22・23年度は、家族関係の問題の中にDV問題が潜んでいることが多いことから、「家族相談」に名称変更。)

「男女共同参画相談室」相談状況

(1) 月別相談件数(電話相談・面接相談)

月平均約 232 件の相談が寄せられている。総合相談の合計は、2,784 件で、内 2,445 件の電話相談、339 件の面接相談を行った。男女別件数は、下図のとおりである。

(2) 内容別相談件数

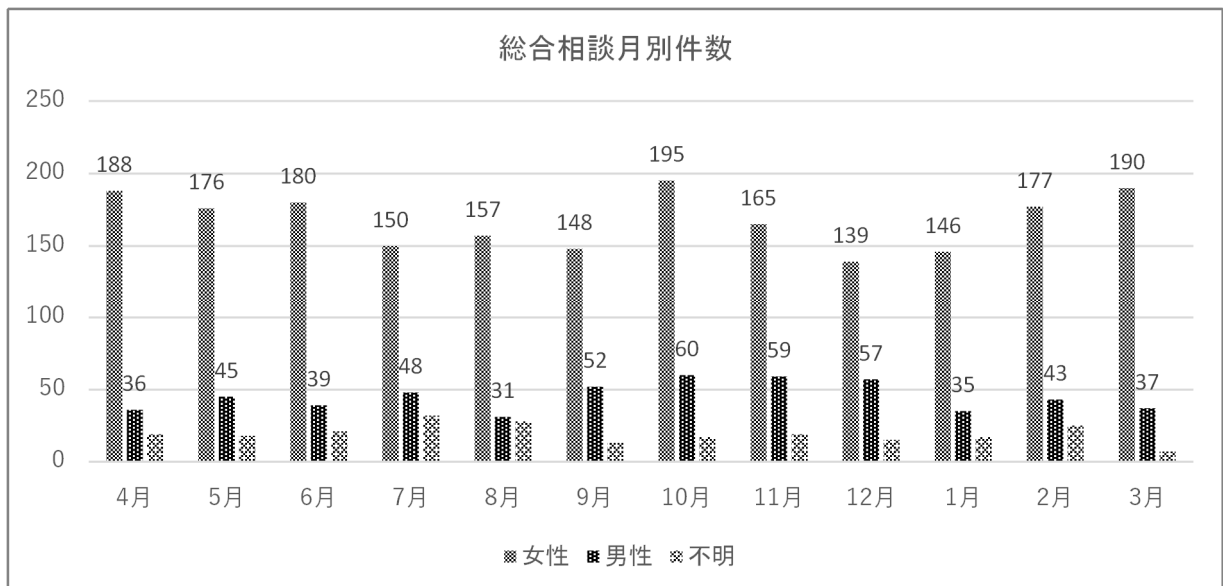
相談内容としては、「心の健康に関する問題」が最も多く 1,019 件あり、次いで夫婦間の問題が 465 件となっている。

また、総合相談中でDVに関する相談者が 735 件と全体の 26.4%を占めている。

(3) 専門相談

弁護士による法律相談は、30 件あり、「離婚に関する相談」が約 8 割を占めている。

また、臨床心理士によるDVカウンセリングは 79 件となっている。



② 相談ネットワーク

() は男性の数で内数

県機関および各市町の男女共同参画に関する相談機関および相談員による研修等を開催し、ネットワーク化を図った。男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関する相談への理解を深めた。また、事例学習を通じて、市町における男女共同参画の視点を持った相談員の育成や資質向上を図った。

相談員スキルアップ講座

専門家による講義を通して、市町等における男女共同参画の視点を持った相談員の育成および資質向上を図り、相談室相互の連携および関連機関や専門機関との関わりを深めた。

(全4回)

第1回 日時 令和2年9月17日(木) 10:00~16:00

内容 「加害者更生プログラムを通して加害者への支援、
被害者への支援を考える」

講 師 伊田 広行さん
(DV加害者プログラム運営者・立命館大学等非常勤講師)
参加者 市町等男女共同参画担当課職員および相談員等 23人 (2人)

第2回 日 時 令和2年11月5日(木) 13:30~16:00
内 容 「相談の背景にあるものを観る
~相談者の見取りと効果的なアセスメントのために~」
講 師 辻本 哲士さん(滋賀県立精神保健福祉センター所長)
参加者 市町等男女共同参画担当課職員および相談員等 29人(5人)

第3回 日 時 令和3年1月14日(木) 13:30~16:00
内 容 「おさえておきたい!DV、離婚に関する法律と支援制度」
講 師 河野 純子さん(女性の法律事務所パール 弁護士)
参加者 市町等男女共同参画担当課職員および相談員等 25人(3人)

第4回 日 時 令和3年2月18日(木) 13:30~16:00
内 容 「DV家庭における子どもの心理、母子への支援」
講 師 春原 由紀さん
(武蔵野大学名誉教授、NPO法人RRP研究会理事、原宿カウソリングセンタースタッフ)
参加者 市町等男女共同参画担当課職員および相談員等 27人(2人)



第1回



第2回



第3回

(3) 情報発信・調査研究

① 図書・資料室の活用

(ア) 事業概要

男女共同参画社会づくりに関するさまざまな情報・図書資料の収集を行い、図書・資料室において提供するとともに情報を発信した。センターの利用者をはじめ大学や近隣の公立図書館を通じて、男女共同参画の推進に取り組む団体や研究者、市町の担当部門など幅広い層に向けて、専門図書室としての利用を呼びかけた。

また、講座や講演会等の参加者に対して関連テーマ・著者の図書を紹介する出前ブック案内、県内各大学等への関連書籍リストの配付など、男女共同参画の学習・研究支援や図書・資料室の利用拡大に向けた積極的なPRを行った。

利用 状 況	開室日数	270日	2年度末蔵書数	59,612冊	
	来室者数	5,520人		出前ブック案内回数	41回
	貸出人数	1,322人			
	貸出冊数	6,242冊			

(イ) 「図書・資料室だより」の発行

それぞれの時期に応じたテーマで、お薦めの図書資料や映像メディアを紹介する情報誌「図書・資料室だより」を毎月発行した。

発行月	テーマ	発行月	テーマ
4月	新着図書紹介	10月	男の「やる気」を応援する本
5・6月	ハラスメント	11月	女性に対する暴力をなくす運動
7月	心つかれていませんか	12月	フェミニズムを学ぶ
8月	ジェンダーってなんのこと	1月	年間ベスト
9月	防災について考えよう	2月	いろいろな親子関係
		3月	新着図書紹介

(ウ) NWE Cパッケージ貸出の活用

NWE C（独立行政法人国立女性教育会館）が提供する男女共同参画をテーマとした図書パッケージ貸出しサービスを活用し、専用コーナーを設けるなど、図書・資料室の積極的なPRを行った。



G-NETしが NWE C 図書貸出しコーナー



図書・資料室だより 令和2年10月号

(エ) 蔵書と利用状況

※()はビデオ購入等本数(外数)

年度\項目	購入等冊数	利用者数	貸出人数	貸出冊数	貸出券発行数
昭和61年度	4,545	3,365	貸出はS62年度より開始		
昭和62年度	3,912	12,369	516	887	H4年度より 図書管理 システム導入
昭和63年度	3,423	11,731	2,698	4,727	
平成元年度	3,102	17,085	2,785	4,845	
平成2年度	2,827	15,525	3,731	6,389	
平成3年度	4,149	28,486	5,476	9,453	
平成4年度	5,752	46,958	7,592	17,152	1,519
平成5年度	5,214 (35)	60,284	10,376	28,823	1,549
平成6年度	3,718 (32)	50,453	10,809	29,865	1,427
平成7年度	3,079 (14)	63,399	10,849	30,668	1,489
平成8年度	4,038 (20)	63,202	11,996	34,546	1,404
平成9年度	3,300 (4)	47,823	11,676	34,087	1,028
平成10年度	2,897 (31)	46,780	9,225	27,399	773
平成11年度	2,951 (30)	44,915	8,227	24,305	671
平成12年度	2,722 (15)	42,825	7,431	21,807	666
平成13年度	2,877 (62)	48,080	7,269	21,438	593
平成14年度	2,279 (36)	47,960	7,046	20,558	546
平成15年度	2,612 (46)	56,685	7,413	21,047	515
平成16年度	2,398 (48)	50,080	6,762	19,914	473
平成17年度	2,488 (52)	55,045	6,006	17,389	369
平成18年度	2,201 (26)	54,570	6,177	17,658	339
平成19年度	2,364 (19)	54,410	6,335	19,356	282
平成20年度	341 (15)	48,020	4,553	14,404	257
平成21年度	634 (6)	20,456	3,295	10,716	219
平成22年度	965 (12)	13,505	2,745	9,798	735
平成23年度	1,302 (44)	18,195	2,541	9,078	396
平成24年度	863 (3)	12,357	2,368	9,102	331
平成25年度	622 (16)	12,252	2,162	9,051	254
平成26年度	866 (4)	12,197	2,005	7,702	213
平成27年度	768 (5)	11,907	2,118	7,672	228
平成28年度	787 (2)	10,508	1,933	7,491	169
平成29年度	697 (4)	11,807	1,755	7,265	189
平成30年度	703 (5)	12,541	2,160	9,803	201
令和元年度	800 (0)	13,266	2,061	9,318	161
令和2年度	591 (0)	5,520	1,322	6,242	87

令和2年度開室日数 270日

令和2年度末蔵書数 59,612冊

図書等の収集基本方針

男女共同参画社会の推進を図るため、その学習・研究に必要な情報(図書・行政資料・ミニコミ誌・ビデオ等)を収集する。

特に次に掲げる項目に重点をおいて収集する。

- ①男女共同参画に関する図書・資料
- ②女性問題、男性問題、ジェンダー(社会的性差)史に関する図書・資料
- ③滋賀の男女共同参画、女性に関する図書・資料
- ④女性団体や地域・グループ・企業など男女共同参画関係団体が発行する図書・資料
- ⑤女性労働・教育に関する図書・資料
- ⑥ジェンダーに係る人権、平和、開発、環境に関する図書・資料
- ⑦外国の女性に関する図書・資料(当面は翻訳本のみ)
- ⑧上記に関する幼児・児童・生徒用図書

③ 情報誌『G-NET しが』の発行

◇ 年2回発行（11月・3月）

- ・ A4版全8ページ
- ・ 発行部数： 39号 6,000部 40号 6,000部
- ・ 送付先：特集テーマにより決定。（主な送付先：各都道府県・政令指定都市、県内外男女共同参画センター、県内市町、保・幼・小・中・高・大学・専門学校等の教育機関、図書館、公民館などの公共施設、企業、商工関係団体等）
- ・ 内容については、男女共同参画の現代的な課題を特集テーマとして組み、センター事業や女性活躍推進課からの情報などを県民の皆さんの目線でわかりやすく掲載。

◇ 特集のテーマ、内容

VOL. 39

【特集】デートDVについて知る
～なぜ防止教育が必要なのか～

- ・ G-NET レポート
「カチン！」とくる言葉展
ユースリーダー事業
オンラインミニ講座
- ・ 滋賀県女性活躍推進課よりお知らせ
- ・ 男女共同参画相談室・MJS情報



VOL. 40

- ・ 家庭での「男女共同参画」
- ・ インタビュー
- 【特集】「若い世代の男女共同参画」
ユースリーダーによる取組
教育の現場における「男女共同参画」
- ・ 講座レポート
- ・ 女性活躍推進課からのお知らせ
- ・ 男女共同参画相談室・MJS情報



(4) 交流・活動の支援

① G-NETしがフェスタ

県内の団体・グループ等が自主的に企画運営する交流事業を支援した。

() は男性の数で内数

開催日	内 容 等
11月29日(日)	<p>「G-NETしがフェスタ2020」</p> <p>オープニング</p> <p>ジンケンダーの手話歌</p> <p>公開講演会『男女共同参画ぶっちゃけ夫婦トーク』</p> <p>滋賀大学学生による啓発発表</p> <p>ユースリーダーからのメッセージ</p> <p>クロージング</p> <p>各団体紹介 5 団体</p> <p>各団体による啓発掲示 13団体</p>

参加者数 延 167 人 (43 人)

フェスタ開催チラシ





手話歌ショー



WO・MAN ネット登録団体活動紹介



公開講演会



社会教育実習生ステージ発表



ユースリーダーからの提言



パネル掲示

②5センター連携事業「びわ湖一周さんかくセンターめぐり」

地域住民への男女共同参画の意識啓発を図るため、男女共同参画週間（6月23日～29日）の時期に合わせ、県と大津市・彦根市・高島市・米原市の県内4市の男女共同参画センターが連携して、ホームページへの掲載やのぼり旗の設置、パネル展示等による啓発事業を開催した。

当センターにおいては、「カチン！」とくる言葉募集」を行い、図書・資料室およびメルマガにより啓発を実施した。

③ G-NETしが推進員、しがWO・MANネット登録団体会議および交流会

県およびセンターの施策や事業内容について周知するとともに登録団体・グループが情報交換を行い、団体相互の連携や自主的な活動の推進を図る場を設けた。

()は男性の数で内数

開催日	内容等	参加者数
5月9日(土)	令和元年度の施策および事業内容等について ・男女共同参画センター事業 ・女性活躍推進課事業 ・生涯学習課事業 令和元年度の活動に向けて ・しがWO・MANネット講座について ・G-NETしがフェスタについて	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
3月19日(木)	ジェンダーコロキウム(滋賀県立大学京楽ゼミ卒論発表会) 令和2年度の活動報告および意見交流会	30人(9人)

④ 共催・協働事業

様々な団体や自治体との共催・協働により事業を実施することにより、多様な視点から男女共同参画についてアプローチすることができ、幅広い層に意識の浸透を図ることができるが、令和2年度は実績なし。

(しがWO・MANネット講座を除く)

⑤ 視察見学団体等との交流

新型コロナウイルスの影響等により、視察見学等なし。

⑥ G-NETカフェ

男女がともに幸せを感じ、暮らしやすさを実感するため、あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、多様な主体と連携し、日々の暮らしが抱える課題について情報共有し、ともに考え、つながり、活動の輪を広げる場として「G-NETカフェ」を開催。

()は男性の数で内数

開催日	テーマ	ファシリテーター等	連携先等	会場・参加者
7月24日(土)	自分らしく生きるための読書会	松本雅弘さん	創業未来会議室	特別会議室 8人(2人)
9月25日(土)	自分らしく生きるための読書会	松本雅弘さん	創業未来会議室	特別会議室 6人(3人)
10月23日(金)	自分らしく生きるための読書会	松本雅宏さん	創業未来会議室	特別会議室 4人(2人)
11月7日(金)	企業を目指す女性・女性起業家のためのブラッシュアップセミナー	佐藤淳子さん	女性の起業を応援する会	ランチスペース 8人(0人)
11月27日(金)	自分らしく生きるための読書会	松本雅弘さん	創業未来会議室	特別会議室 3人(0人)
1月22日(金)	自分らしく生きるための読書会	松本雅弘さん	創業未来会議室	特別会議室 5人(1人)
2月26日(金)	自分らしく生きるための読書会	松本雅弘さん	創業未来会議室	特別会議室 3人(1人)
3月26日(土)	自分らしく生きるための読書会	松本雅弘さん	創業未来会議室	特別会議室 5人(1人)

42人(10人)



G-NETカフェ

(5) 女性のチャレンジ支援

() は男性の数で内数

① 女性のチャレンジ・起業支援セミナー

自分の能力を活かした起業などによる社会参画をする女性に、チャレンジの本格展開や拡大に向けて重要となる視点や知識の習得の場を提供し、情報交換や参加者の交流を通して、それぞれがもつ不安や悩みを解消し、夢へのチャレンジを継続できることを目的とし実施した。



開催日時・内容

- 1 令和2年8月21日(金) 9:30~12:30

「好きなことで起業するために必要なこと

～起業のマインド、モチベーション、ビジョン作成～」

講師：西山彰子さん(an fun 代表)

- 2 令和2年8月28日(金)(水) 9:30~12:30

「起業にまつわるお金の話～税金、起業にかかるお金、資金調達、融資、収支計画～」

講師：西山彰子さん(an fun 代表)

- 3 令和2年9月11日(金) 9:30~12:30

「必要な手続きを知ろう！起業のイロハ～法律、手続き、税務、会計～」

講師：西山彰子さん(an fun 代表)

- 4 令和2年9月25日(金) 9:30~12:30

「ビジネスで大切なコミュニケーションスキル

～コミュニケーションスキル、ネットコミュニケーションスキル、接遇、話し方、名刺交換～」

講師：安藤悦子さん(e・luar代表、女性の起業を応援する会 副会長)

- 5 令和2年10月23日(金)(水) 9:30~12:30

「スマホでも撮れる！お仕事に生かせるフォトレッスン～商品を素敵に撮影する基本、ポイントやコツ、商品の魅せ方、プロフィール写真、名刺デザイン、名刺・ショップカード作成～」

講師：木村泰江さん(コノママフォト代表、女性の起業を応援する会 運営委員)

- 6 令和2年11月27日(金) 9:30~12:30

「売るためのマーケティングを知ろう～SNS活用、プレスリリース、チラシ作成～」

講師：西山彰子さん(an fun 代表)

- 7 令和2年12月11日(金) 9:30~12:30

「起業家による事業紹介」

参加人数 合計132人(0人)

※各回終了後、フォローアップカフェとして交流会を開催



② 女性の起業家交流会

起業等にチャレンジしたいと意欲を持つ女性やステップアップしたい女性を対象に、先輩起業家の体験談やアドバイスを聴くことにより、モチベーションを持続させるとともに、自らのスキルアップを図る。また、女性のチャレンジやエンパワーメントが活気ある社会や持続的な経済の礎となることを、チャレンジする女性や広く県民にメッセージとして届けることを目的に開催した。

開催日時 令和2年12月16日（水）13：00～17：00

内 容

第Ⅰ部

基調講演 『あなたが輝く働き方 ～起業家のワーク・ライフバランス～』

講 師 小室 淑恵さん（株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長）

第Ⅱ部

トークセッション 「わたしのチャレンジ」

ファシリテーター 宮本 麻里さん

パネリスト 甲賀市 安達 みのりさん（MINORI Lab 代表）

大津市 岩崎 三知子さん（(株)みちこアソシエイツ代表取締役）

草津市 西村 純代さん（(株)DO, ベガHOME 代表）

長浜市 宮本 麻里さん（子育て応援カフェLOC0代表）

参加者数 40人（4人）



基調講演



トークセッション

③ チャレンジショップ体験

自分の能力を活かした起業やNPO法人での活動等にチャレンジする女性に対し、実践を学ぶ場を提供し、その経験や培った能力を社会で十分に発揮できるよう促すことを目的として実施した。

実施回数 5回
 出店数 5店
 参加者数 24人（0人）



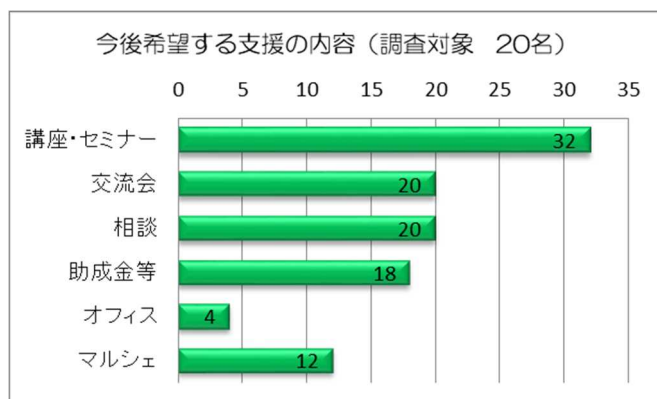
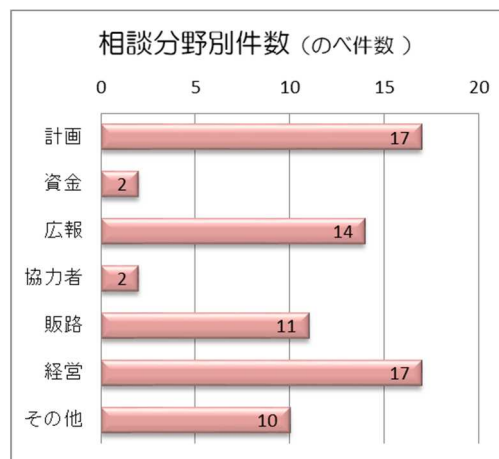
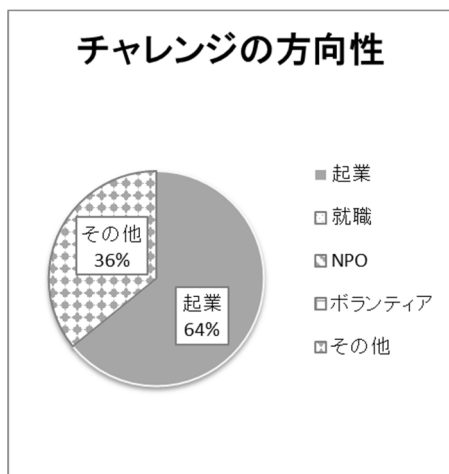
出店の様子

④ 女性のためのビズ・チャレンジ相談

「起業したい!」「地域活動・NPO活動などを発展させて収益事業を展開したい!」「ビジネスをもっと広げたい!」など、チャレンジする女性をサポートするための個別相談を実施。相談は、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（滋賀県よろず支援拠点）が対応。

（要予約）

相談日 月2回（火曜日と日曜日） 年間24回の実施
 相談時間 4枠（9時30分～、10時30分～、11時30分～、13時30分～）
 予約電話 0748-37-3751
 相談延べ件数 67件



(6) その他

① G-NETシネマ

図書・資料室の所蔵ビデオの中から、ジェンダーの視点に立った作品を上映。
(年間4回実施)

開催実績

開催日	上映映画タイトル	参加者数 (人)		
		男性	女性	計
4月11日(土)	女たちの都～ワグゲンオッゲン～	—	—	—
6月27日(土)	マダム・イン・ニューヨーク	—	—	—
8月22日(土)	山古志村のマリと三匹の子犬	5	4	9
10月24日(土)	ナミイと唄えば	5	13	18
12月26日(土)	天使のくれた時間	7	15	22
2月27日(土)	人生、いろいろ	13	29	42
計	6回	30	61	91

※4月、6月の開催については新型コロナ感染拡大防止のため中止

開催概要

男女共同参画を考えるきっかけとなるよう、上映前にジェンダーの視点について解説を行った。親子や夫婦での参加もあり、家族に共通の話題提供ができた。

G-NETシネマ

2020年度

自分らしく輝く生き方のヒントになる映画を、隔月で上映しています。お気軽にお越しください！

4月11日(土) 13:30～

女たちの都～ワグゲンオッゲン～ (邦画作品)
2012年/日本/103分/監督: 藤原(南)の栄太朗
出演: 大竹しのぶ、遠藤憲一 他

舞台は九州の天草市。財源も活気も先細っていく町。男は働きず静かづらつてばかり。妻を養った女たちが思いついたのは、第100年の花遊郭を建てての科学再興。花街復活。これが女の夢か? 女性にしかできないアイデアが行動力勝負の「奇蹟再建計画」が始まる。

6月27日(土) 13:30～

マダム・イン・ニューヨーク (学業作品)
2012年/インド/134分/監督: ガウリン・シデー
出演: シリジワイ、アディル・フセイン、メーディネージ 他

シヤンとは普通の主婦。彼女の悩みは、家族の中で自分だけが突進できないこと。そんな彼女の目に飛び込んできたのは4週間で英語が話せるという英語学校校の広告。仲間とともに英語を学んでいくうちに英語に情熱が燃え上がる。ひとりの人間としての自信を取り戻していく。

8月22日(土) 13:30～

山古志村のマリと三匹の子犬 (アニメ作品)
2006年/日本/45分/監督: 大野ひとみ
原: 下條アトム/マの声: 小野ひま

2004年10月23日、新潟県を襲った中越地震。この日生れたばかりの三匹の子犬を守り助けた主人を勇気付けて命を救った。でもお母さん(犬)は残された命を失った。地震発生から16日間の様子を胸に、主と子の離れ合いを乗り越えてハートフルアニメ。

10月24日(土) 13:30～

ナミイと唄えば (邦画作品)
2006年/日本/98分/監督: 本橋浩一/原作: 安藤子
出演: 新藤浩一、大田結実 他

沖縄は石垣島生まれの「ナミイ」と新橋通、85歳、9歳で離婚のお運命に身売られて以来、彼女の人生はずっと歌と三線と共にある。彼女の願いは明けて暗んで入る暮はせながら、セガハグまで生きること。そんなナミイが三線の手を離れずに出た！ナミイの歌と三線の物語、始まり始まり～！

12月26日(土) 13:30～

天使のくれた時間 (学業作品)
2000年/アメリカ/125分/監督: レット・ブスター
出演: ニコラス・ケイジ 他

成功のため、誰もがやむを得ず犠牲にされたジック。ある日、不思議な青年によって何一つの人生活に奪われる。それは13年前に恋人のケイトと結婚し、セラスママもいながらふりの子どもを養っているファミリーマンとしての人生だった。

2021年 2月27日(土) 13:30～


人生、いろいろ (邦画作品)
2012年/日本/112分/監督: 藤田川博
出演: 吉行和子、富田靖子、中尾ミエ 他

典型的な連続地である徳島県、上勝町。不況に苦しめその町で、山で採れる炭が資源のつぼみとして登場。70代、80代の女性たちを主軸にしたそのドキュメンタリーは、いまでは年間2億円以上を稼いだ子育てに成長し、町や人々は笑いを取り戻した。

※上映日時および上映作品については変更の場合がございます。センターHP等で確認ください。

毎 回 参 加 無 料 & 申 込 不 要 !!

- ◆場 所: 近江八幡市農創町80-4
近賀県立男女共同参画センター
G-NETししが 視聴覚室 【定員: 80名】
- ◆託 児: 無料 (対象: 6ヶ月～就学前、定員あり。)
*1週間前までにお申し込みください。
*集団託児において配慮を要するお子さんは、事前にご相談ください。
- ◆その他: 10名以上の団体利用は事前にご相談ください。
- ◆お問い合わせ先: 電話 0748-37-3751



- 35 -

② 託児室の運営

センターが主催・共催する講座や相談事業に、子育て中の方が安心して参加できるよう、センター内において、保育士を含む専門のスタッフによる無料託児サービスを提供した。

マザーズジョブステーション（以下MJSという）の利用者に対しては、予約無しでいつでも利用できる託児サービスを提供し、相談やセミナーを活用しやすくした。

託児事業の概要

託児対象

次の①～④のいずれかの該当者より申込みのあった生後6か月から小学校就学前の健康な乳幼児

- ①MJSの相談あるいはセミナー等の利用者
- ②センターが主催または共催する講座やセミナー等の事業参加者
- ③男女共同参画相談室や女性のためのチャレンジ相談を利用する相談者
- ④図書・資料室等のボランティア従事者等、センターが託児を必要と認めるもの

託児利用方法

センターの各事業窓口・担当者を通じて申し込む。

利用料は無料で、各事業の参加時間中のみ利用可能。

託児数実績

（単位：人）

	MJS 相談等	MJS 講座	研修 講座	参画 相談	チャレンジ 相談	G-NET シネマ	ボラン ティア	共催・ その他	計
上半期	233	44	12	1	3	0	0	2	295
下半期	257	50	20	5	14	0	0	10	356
年間計	490	94	32	6	17	0	0	12	651

※MJS相談等には、就職面接による託児を含む。

託児ルーム企画講座

（ ）は大人男性の数で内数

開催日	テーマ	参加者数
8月8日（土）	親子でつくろう 誕生石入りブレスレットづくり	17人 (1人)

2 施設利用状況

(1) 月別利用者数

	主催事業参加者 (人)	貸館事業参加者 (人)	図書資料室利用者 (人)	視察見学者 (人)	幼児室利用者数 (主催事業) (人)	男女共同参画面接 相談者数 (人)	マザーズジョブ 利用者数 (人)	合計 (人)	開所日数 (日)	1日当たり 平均利用者 (人)	中学生以下の利用者 (内数) (人)
4月	194	321	348	0	46	23	121	1,053	24	44	41
5月	7	83	146	0	45	21	136	438	24	18	35
6月	425	787	373	0	84	41	257	1,967	25	79	70
7月	283	1,498	563	0	109	33	322	2,808	26	108	126
8月	325	1,541	446	0	114	34	251	2,711	23	118	194
9月	258	1,934	627	0	192	44	482	3,537	26	136	226
10月	1,000	3,078	572	0	137	40	314	5,141	26	198	358
11月	542	3,757	439	0	99	47	173	5,057	24	211	105
12月	562	2,666	391	0	101	36	170	3,926	24	164	133
1月	150	1,446	428	0	93	40	228	2,385	20	119	106
2月	398	2,785	598	0	129	46	297	4,253	22	193	190
3月	128	2,763	589	0	131	43	340	3,994	26	154	136
R2年度計(A)	4,272	22,659	5,520	0	1,280	448	3,091	37,270	290	129	1,720
R1年度計(B)	8,167	57,727	13,100	6	1,993	446	3,657	85,096	292	291	6,442
対前 年比 (A÷B)	52.3%	39.3%	42.1%	0.0%	64.2%	100.4%	84.5%	43.8%	99.3%	44.3%	26.7%

(2) 部屋別利用者数

※上段…女性利用者 下段…男性利用者 児…中学生以下の利用者 ()書き…内数表示

区分 名称	令和元年度			令和2年度			令和2年度 利用者数の 対前年比	令和2年度 利用日数	令和2年度 利用率 <small>利用日数 開所日数</small>
	主催事業	一般利用	小 計	主催事業	一般利用	小 計			
大ホール	2,281 721	14,700 14,662	児 (2,032) 32,364	390 213	3,975 5,637	児 (192) 10,215	31.6%	104	35.9%
研修室A	264 80	2,798 2,838	児 (140) 5,980	42 9	1,516 1,975	児 (49) 3,542	59.2%	189	65.2%
研修室B	0 0	1,309 1,420	児 (118) 2,729	0 0	672 713	児 (6) 1,385	50.8%	159	54.8%
研修室C	0 0	2,071 721	児 (109) 2,792	8 0	1,231 404	児 (4) 1,643	58.8%	193	66.6%
研修室BC	269 131	1,175 1,478	児 (201) 3,053	19 2	673 903	児 (65) 1,597	52.3%	63	21.7%
特別会議室	77 34	108 357	児 (20) 576	31 13	15 116	児 () 175	30.4%	19	6.6%
調理実習室	50 23	281 229	児 (37) 583	14 30	8 58	児 (13) 110	18.9%	8	2.8%
視聴覚室	216 111	2,823 4,631	児 (166) 7,781	6 4	1,094 2,547	児 (24) 3,651	46.9%	109	37.6%
トレーニングルーム	108 58	3,435 499	児 (513) 4,100	2 2	492 185	児 (88) 681	16.6%	53	18.3%
茶 亭	65 31	0 0	児 (15) 96	0 0	0 0	児 () 0	0.0%	0	0.0%
テニスコート	0 0	24 73	児 (20) 97	0 0	3 29	児 (3) 32	33.0%	9	3.1%
団体交流室	39 15	916 127	児 (40) 1,097	5 6	222 29	児 (12) 262	23.9%	39	13.4%
幼 児 室	1,364 629	0 0	児 (1,205) 1,993	887 393	0 0	児 (651) 1,280	64.2%	272	93.8%
展示ギャラリー	302 74	503 549	児 (69) 1,428	11 0	65 97	児 (1) 173	12.1%	9	3.1%
図書・資料室	7,986 5,114	0 0	児 (1,642) 13,100	3,803 1,717	0 0	児 (555) 5,520	42.1%	270	93.1%
視 察 見 学	4 2	0 0	児 () 6	0 0	0 0	児 () 0	0.0%	0	—
男女共同参画相談室	367 79	0 0	児 () 446	360 88	0 0	児 () 448	100.4%	290	100.0%
合 計	13,392 7,102	30,143 27,584	児 (6,327) 78,221	5,578 2,477	9,966 12,693	児 (1,663) 30,714	39.3%	290	—
開所日数	1日平均	292日	268人/日	290日	106人/日				—

3 利用者数の推移

	主催事業 参加者	貸館事業 参加者	図書資料室 利用者	視察見学者	幼児室 利用者数	男女共同 参画面接 相談者数	マザーズジョブ ステーション 利用者数	合 計	開 館 日	1日あたり 平均利用者	中学生以下の 利用者(内数)
S61年度(12月~3月)	1,177人	17,455人	3,365人	1,881人				23,878人	94日	254人	-
S62年度	6,098人	65,635人	12,369人	4,105人				88,207人	303日	291人	4,876人
S63年度	5,161人	64,876人	11,731人	1,401人				83,169人	297日	280人	4,678人
H 元年度	4,519人	63,854人	17,085人	1,320人				86,778人	303日	289人	6,019人
H 2年度	5,566人	71,232人	15,525人	1,147人				93,470人	302日	310人	4,604人
H 3年度	7,644人	77,132人	28,486人	723人				113,985人	302日	377人	7,055人
H 4年度	6,630人	68,622人	46,958人	410人				122,620人	300日	409人	11,761人
H 5年度	18,413人	74,072人	60,284人	556人				153,325人	298日	515人	14,691人
H 6年度	19,059人	76,348人	50,453人	202人				146,062人	298日	490人	11,509人
H 7年度	18,173人	67,191人	63,399人	298人				149,061人	302日	494人	12,802人
H 8年度	22,526人	69,864人	63,202人	255人				155,847人	303日	514人	10,954人
H 9年度	12,708人	64,437人	47,823人	332人				125,300人	300日	418人	10,012人
H10年度	11,239人	67,664人	46,780人	110人				125,793人	300日	419人	5,966人
H11年度	8,837人	59,536人	44,915人	273人				113,561人	299日	380人	7,558人
H12年度	8,645人	67,148人	42,825人	132人				118,750人	303日	391人	6,790人
H13年度	11,794人	69,316人	48,080人	112人				129,302人	305日	424人	7,848人
H14年度	8,894人	66,207人	47,960人	132人				123,193人	303日	407人	8,052人
H15年度	9,225人	76,884人	56,685人	248人				143,042人	301日	475人	8,958人
H16年度	11,393人	66,114人	50,080人	283人				127,870人	298日	429人	7,669人
H17年度	12,492人	75,296人	55,045人	37人				142,870人	297日	481人	8,533人
H18年度	12,529人	73,475人	54,570人	85人				140,659人	298日	472人	8,726人
H19年度	11,273人	72,986人	54,410人	142人	1,052人	532人		140,395人	302日	465人	9,297人
H20年度	10,055人	74,078人	48,020人	107人	530人	482人		133,272人	299日	446人	7,825人
H21年度	13,553人	66,422人	20,456人	35人	341人	516人		101,323人	301日	337人	4,553人
H22年度	16,029人	77,368人	13,505人	128人	614人	291人		107,935人	298日	362人	6,909人
H23年度	20,245人	72,934人	18,195人	40人	1,762人	472人	965人	114,613人	298日	385人	7,556人
H24年度	19,449人	68,709人	12,357人	69人	2,997人	516人	3,047人	107,144人	302日	355人	8,672人
H25年度	15,784人	72,250人	12,252人	67人	2,824人	461人	2,987人	106,625人	301日	354人	9,504人
H26年度	13,135人	76,311人	12,197人	79人	2,699人	388人	3,314人	108,123人	300日	360人	8,551人
H27年度	13,627人	72,509人	11,907人	29人	2,169人	346人	3,313人	103,900人	302日	344人	8,695人
H28年度	10,303人	62,812人	10,508人	14人	1,860人	367人	3,290人	89,154人	297日	300人	6,207人
H29年度	7,709人	68,012人	11,807人	56人	1,877人	351人	3,023人	92,835人	299日	310人	8,064人
H30年度	8,835人	63,685人	12,541人	55人	2,029人	366人	3,325人	90,836人	300日	303人	6,542人
R1年度	8,167人	57,727人	13,100人	6人	1,993人	446人	3,657人	85,096人	292日	291人	6,442人
R2年度	4,272人	22,659人	5,520人	0人	1,280人	448人	3,091人	37,270人	290日	129人	1,720人
合 計	395,158人	2,330,820人	1,124,395人	14,869人	24,027人	5,982人	30,012人	3,925,263人	10,287日	382人	269,598人

※相談事業(面接)、託児事業については、平成19年度分より計上。マザーズジョブステーションは、平成23年度開設。

VI 施設・設備

1 本館

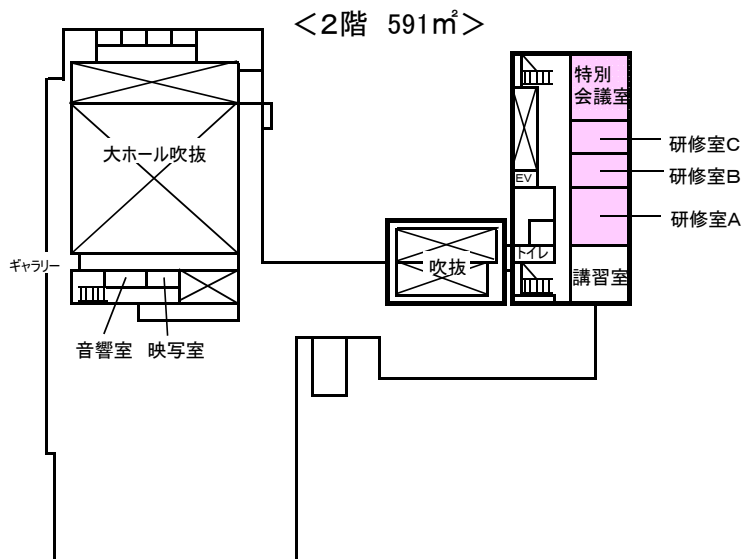
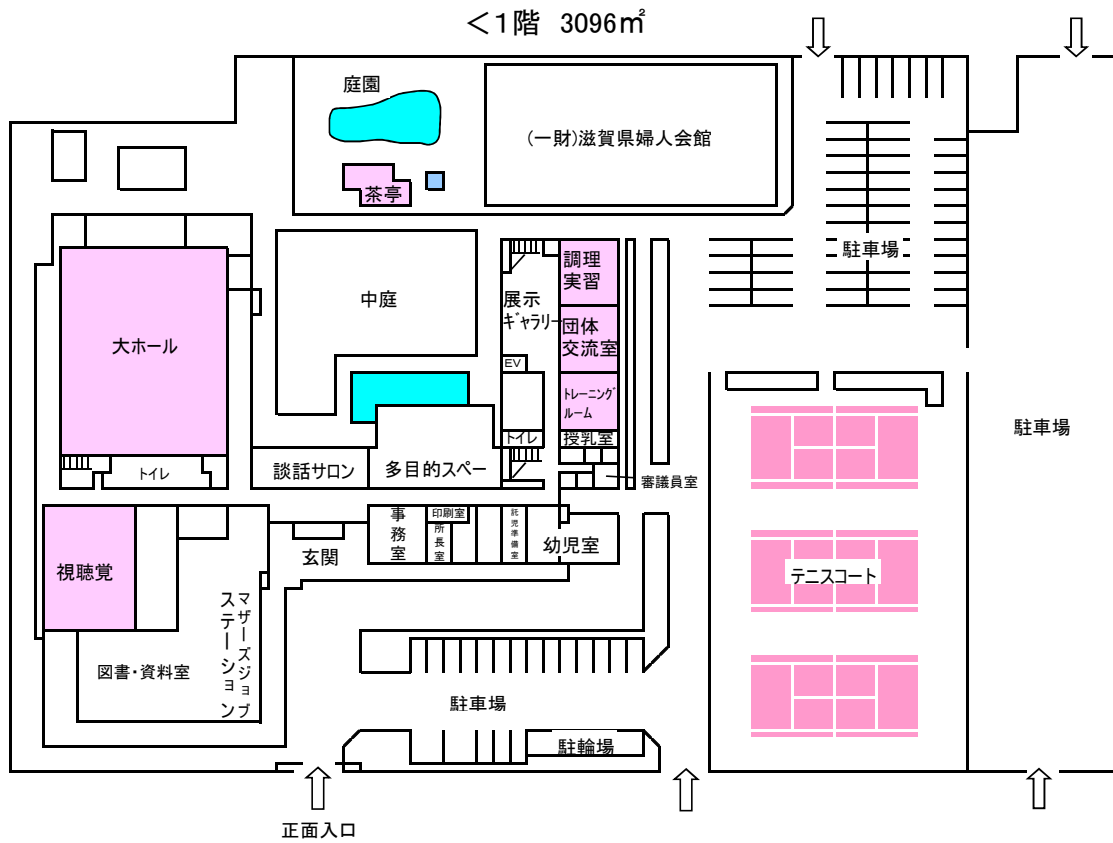
名 称	面積 (㎡)	概要
(1 階)	3,096	
大 ホール (多目的ホール)	579	ステージ付、電動移動椅子468席、補助椅子32脚 定員500名 ホールの大きさ (21m×16m) 音響装置、照明装置、映画装置、スライド装置 CD、ビデオ装置、ピアノ、金屏風 他
団体グループ等交流室	65	長机20台、パイプ椅子60脚
調理実習室	79	調理台7台 (内1台は講師用) 丸椅子36脚
トレーニングルーム	101	1面鏡張り〔更衣室 (ロッカー30個)、授乳室併設〕
図書・資料室 (含 書 庫)	585	デスク4台、テーブル5台、椅子席24席、長椅子5台 ビデオブース、絵本児童書コーナー
マザーズジョブステーション		マザーズ就労支援相談、母子家庭等就業・自立支援センター ハローワークマザーズコーナー
視 聴 覚 室	145	定員100名 音響装置、映画装置、カラー教材提示装置 スライド装置、CD、ビデオ装置
展 示 ギ ャ ラ リ ー (含 用 具 庫)	75	移動式大型パネル5枚 照明装置、展示用器材
相 談 室	44	理事員室、旧B室、旧C室
談 話 サ ロ ン	107	ソファ椅子46席、テーブル8台 参画情報コーナー掲示パネル等設置
コインロッカールーム	13	1箇所 (ロッカー105個)
多目的スペース (旧ランチスペース)	158	席数40席
団 体 事 務 室	36	
静 養 室	8	ベッド1台
幼 児 室	50	幼児用便所、乳幼児用ベット1台、玩具、砂場付
託 児 準 備 室	26	

所 長 室	19	
事 務 室	60	男女共同参画センター
相 談 室	30	B室、C室
相 談 室	15	相談電話2台
印 刷 ・ コ ピ ー 室	8	印刷機、穿孔機、裁断機、丁合機
湯 沸 室 ・ 倉 庫	69	湯沸室1箇所、倉庫3箇所
エレベーター・機械室	19	車椅子兼用エレベーター仕様
便 所	76	2箇所（ベビーマット、ベビーカー） （身障者用1箇所オストメイト対応、ベビーカー）
共 用 部 分	557	1階休憩コーナー長椅子
LPG 庫 及 び 機 械 室	172	
(2 階)	591	
特 別 会 議 室	79	円卓、椅子24席
研 修 室 A	70	定員50名
研 修 室 B	43	定員30名
研 修 室 C	43	定員30名
講 習 室	69	コンピューター使用可能室（主催用）
湯 沸 室 ・ 空 調 室	42	湯沸室1箇所
映 写 室	16	（大ホールの付属室）
音 響 調 整 室	17	（大ホールの付属室）
便 所	30	1箇所（ベビーカー）
共 用 部 分	182	2階休憩コーナー長椅子
合 計 （ 1 ・ 2 階 ）	3,687	

2 その他の施設

茶 亭	木造平屋建	25㎡	テニスコート	3面
庭園（和・洋）		2箇所	休憩所（便所付き）	45㎡
駐車場		約250台	用具庫	ブロック造平屋建 48㎡
駐輪場	鉄骨造平屋建	44㎡	公用車車庫	16㎡

3 施設配置図



Ⅶ 利用案内

1 施設使用料（県内居住者の場合に適用。県外居住者の場合は1.5倍）（2019年10月1日改定）

名称	区分	定員 (規模) ※	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	申込期間
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00	
大ホール	平日	500人	6,700円	18,500円	19,800円	25,200円	34,400円	41,100円	使用月の8か月前 の月の初日から 10日前まで
	土・日 休日		10,050円	27,750円	29,700円	37,800円	51,600円	61,650円	
研修室 A		50人	2,630円	3,580円	2,630円	6,210円	6,210円	8,840円	使用月の3か月前 の月の初日から 10日前まで
研修室 B		30人	1,720円	2,370円	1,720円	4,090円	4,090円	5,810円	
研修室 C		30人	1,720円	2,370円	1,720円	4,090円	4,090円	5,810円	
特別会議室		24人	6,350円	8,340円	6,350円	14,690円	14,690円	21,040円	
調理実習室		36人	3,580円	4,760円	3,580円	8,340円	8,340円	11,920円	
視聴覚室		100人	6,070円	7,930円	6,070円	14,000円	14,000円	20,070円	
トレーニングルーム		20人	3,160円	4,090円	3,160円	7,250円	7,250円	10,410円	
茶亭		(25㎡)	3,160円	4,090円	3,160円	7,250円	7,250円	10,410円	
展示ギャラリー		(75㎡)	1日につき		4,850円				
テニスコート	平日	(3面)	1面 2時間につき		1,450円				
	土・日 休日		1面 2時間につき		2,180円				

※定員については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から状況に応じて別途各室ごとに最大利用目安人数を設置

申込の受付について

1 受付開始日

施設使用の申込については、大ホールは使用月の8か月前の月の初日から、その他の施設は使用月の3か月前の月の初日から受け付けます。ただし、大ホールに付随して他の施設も利用する場合は、併せて8か月前から受け付けます。（受付開始日が休所日にあたる場合は、その翌日が受付開始日となります。）

2 受付時間

開所日の午前9時から午後9時まで。先着順となります。

ただし、受付開始日においては、来所・電話にかかわらず、午前9時から午前9時30分まで一括して受け付け、使用希望日が重なった場合、日程調整や抽選を行います。

3 申込方法

- センターの窓口にお越しいただくか、電話で申し込んでください。その時に、使用目的などを確認します。
- 申込受付後、利用する日の10日前までに使用責任者が窓口にお越しいただき、使用承認申請書に必要事項を記入いただくとともに、施設使用料をお支払いください。（前納です。）
- 受付が完了しますと、使用承認書と領収書をお渡しします。なお、いったん支払われた使用料は原則としてお返しできません。
- 大ホール使用の場合は、付帯設備の準備の関係上、使用日の10日前までに、使用する付帯設備の内容が分かる資料（付帯設備使用リストもしくは催物のプログラム等）を提出するなどして、当日使用する設備を予め申し出てください。
なお、付帯設備使用料については、使用の当日、窓口にて料金を精算しお支払いください。

4 使用方法

- 使用当日は、必ず窓口で「点検表」と「鍵」を受け取ってから入室してください。

- (2) 施設の使用は、使用承認書に記載された利用時間内に限ります。また、使用后、机、椅子などは、必ず元の状態に戻してください。
- (3) 付帯設備を使用される場合、その機器の使用（操作）方法等は、担当係員が事前に説明します。機器の操作は、善良な管理のもとに、利用者で行ってください。
- (4) 電気器具を持ち込む時は、事前に窓口へ内容と件数を必ず申し出てください。
- (5) 施設内は、禁煙です。喫煙は、決められた場所（灰皿の設置している所）で行ってください。
- (6) 湯茶等の設備は使用できますが、茶葉は利用者各自で準備してください。
- (7) 駐輪、駐車場での事故等は責任を負いません。多数の自動車が駐車する場合は、誘導等の保安要員を主催者で必ず確保してください。

2 付帯設備使用料

	設 備 名	単 位	使用料		設 備 名	単 位	使用料	
大 ホ ー ル	ローアホリゾンライト	1 列	430 円	大 ホ ー ル	カセットテープレコーダー	1 台	320 円	
	ボーダーライト	1 列	530 円		CDプレーヤー	1 台	210 円	
	サスペンションスポットライト	1 列	970 円		MDプレーヤー	1 台	210 円	
	アッパーホリゾンライト	1 列	430 円		プロジェクター	1 台	500 円	
	客席用スポットライト	1 列	430 円		ピアノ	1 台	1,010 円	
	フットライト	1 列	430 円		金びょうぶ	1 双	1,010 円	
	ピンスポットライト	1 台	320 円		冷・暖房料	1 時間	1,320 円	
	拡声装置 (マイク4本含む)	1 式	2,170 円		共 通	携帯用拡声装置	1 台	210 円
	追加マイク	1 本	210 円			持込電気器具(1kW)	1 台	110 円

付帯設備の使用料は、午前、午後および夜間をそれぞれ1単位とした料金です。(冷・暖房料は1時間単位)

G-NETしが施設使用料の半額適用について

県内在住者が主体である団体が、男女共同参画の推進を図ることを主な目的として使用される場合には、施設使用料が半額になります。(ただし、テニスコートおよび付帯設備使用料は除きます。)使用料の半額適用を希望される場合は、次の手順に従ってください。

- (1) 使用の申込
申込受付期間は、通常料金での利用と同じく、大ホールは使用月の8か月前、その他の施設は3か月前の月の初日からです。この時、半額適用を希望する旨を申し出てください。
- (2) 「男女共同参画センター施設使用料の半額適用申請書」の提出
センター窓口へ直接お越しになり、「半額適用申請書」に事業等の詳しい内容および使用の目的が男女共同参画にどのように結びつくかを具体的に記入して提出してください。
- (3) 「男女共同参画センター使用料の半額適用承認通知書」の交付
(2)の申請書が承認されますと、承認通知書を交付いたします。
- (4) 使用の申込および使用料の納付
(3)の承認通知書の交付を受けた後、改めて施設使用承認申請書に必要事項を記入していただき、使用料を前納してください。
(注) 半額適用の手続きについては、上記のように若干の日数を要することとなりますので、20日前までに申請書をご提出ください。

その他

- (1) 滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例（以下「条例」という。）第4条第2項の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をお断りすることがあります。
- (2) 条例第7条第1項の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命じることがあります。
- (3) センター内では、許可なく物品の販売をすることができず、営利を目的とした物品の販売は許可されません。
- (4) ご使用にあたっては、使用承認書の裏面の「ご使用上のお願ひ」をよくお読みください。
- (5) 使用承認を受けた施設の使用を変更されるときは、改めて変更の承認を受けてください。
- (6) センターの施設や設備を損傷されたり、紛失されたときは、直ちにその旨届出てください。

VIII 参考資料

1 滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例

(昭和61年10月13日滋賀県条例第38号)

(設置)

第1条 男女共同参画の推進を図るため、滋賀県立男女共同参画センター(以下「センター」という。)を近江八幡市鷹飼町に設置する。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画に関する研修および講座の開催
- (2) 男女共同参画に関する相談
- (3) 男女共同参画に関する情報および資料の収集および提供
- (4) 男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互の交流の促進ならびに自主的活動への指導および助言
- (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務

(職員)

第3条 センターに所長その他の所要の職員を置く。

(使用の承認)

第4条 センターの施設のうち規則で定める施設(以下「特定施設」という。)を使用しようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

- (1) センターにおける秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) 営利を目的とすると認められるとき。
- (4) センターの施設もしくは設備または展示品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 申請に係る特定施設がセンターの事業を行うために必要であると認められるとき。
- (6) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

3 知事は、第1項の規定による承認をする場合においては、センターの管理上必要な限度において、条件を付することができる。

(使用料)

第5条 センターの使用料の額および納付の方法等は、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の定めるところによる。

(施設等の変更の禁止)

第6条 第4条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、センターの施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の承認の取消し等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が使用の目的に違反して使用したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正の手段によつて第4条第1項の規定による承認を受けたとき。

- (3) 使用者が第4条第2項各号(同項第5号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) 使用者が第4条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (6) 当該承認に係る特定施設が災害その他の事故により使用できなくなつたとき。
- (7) その他知事が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、その使用を終了したときは、その使用に係る施設および設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消されたときも、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、センターの管理および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、昭和61年11月1日から施行する。ただし、第2条、第4条および付則第3項の規定は、同月27日から施行する。

2 滋賀県職員定数条例(昭和24年滋賀県条例第44号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

3 滋賀県使用料および手数料条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成9年条例第25号)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成12年条例第95号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に行われた改正前のそれぞれの条例により設置されている施設に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づく処分、手続その他の行為とみなす。

付 則(平成14年条例第32号)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成23年条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

付 則(令和2年条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 滋賀県立男女共同参画センターの管理運営に関する規則

令和2年3月30日

滋賀県規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例(昭和61年滋賀県条例第38号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、滋賀県立男女共同参画センター(以下「センター」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(休所日)

第2条 センターの休所日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)である場合を除く。)

(2) 休日の翌日(日曜日または休日である場合を除く。)

(3) 1月1日から同月4日までおよび12月28日から同月31日まで

2 センターの所長(以下「所長」という。)は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休所日を変更し、または臨時に休所日を定めることができる。

(開所時間)

第3条 センターの開所時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、図書・資料室については、午前9時から午後5時までとする。

2 所長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開所時間を変更することができる。

(入所の制限)

第4条 所長は、次のいずれかに該当する者に対しては、その入所を拒否し、または退去を命ずることができる。

(1) 所内の秩序を乱し、または乱すおそれのある者

(2) センターの施設または設備を損傷するおそれのある者

(3) その他所長の指示に従わない者

(入所者の遵守事項)

第5条 センターの入所者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) センターの施設または設備を損傷しないこと。

(2) 他の入所者に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) あらかじめ所長の承認を受けた場合のほか、物品の販売、飲食物の提供またはポスター等の貼付を行わないこと。

(4) 所定の場所以外の場所で飲食し、火気を使用し、または喫煙しないこと。

(5) その他所長が指示した事項

(規則で定める施設)

第6条 条例第4条第1項前段の規則で定める施設は、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)別表第29に規定する施設(以下「特定施設」という。)とする。

(特定施設の使用等に係る承認の手続)

第7条 条例第4条第1項前段の規定による申請は、使用承認申請書を所長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の使用承認申請書は、大ホールにあっては使用日の6月前の日の属する月の初日から10日前までに、大ホール以外の特定施設にあっては使用日の3月前の日の属する月の初日から10日前までに提出しなければならない。ただし、所長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

3 所長は、条例第4条第1項前段の規定による承認(以下「使用承認」という。)をするときは、使用承認書を当該承認を申請した者に交付するものとする。

4 第1項および前項の規定は、条例第4条第1項後段の規定による申請について準用する。この場合において、第1項中「使用承認申請書」とあるのは「使用変更承認申請書」と、前項中「使用承認書」とあるのは「使用変更承認書」と読み替えるものとする。

(使用者の遵守事項)

第8条 条例第4条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- (2) 使用承認を受けていない施設または設備を使用しないこと。
- (3) あらかじめ所長の承認を受けた場合のほか、物品の販売、飲食物の提供またはポスター等の貼付を行わないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、または喫煙しないこと。
- (5) その他所長が指示した事項

(施設の変更等の承認の手続)

第9条 条例第6条ただし書の規定による承認の申請は、あらかじめ、施設変更等申請書を所長に提出することにより行わなければならない。

(使用の取消しの届出)

第10条 使用者は、使用承認を受けた特定施設の使用を取り消そうとするときは、使用取消届に使用承認書を添えて速やかに所長に届け出なければならない。

(損傷および滅失の届出)

第11条 センターの入所者または使用者は、センターの施設または設備を損傷し、または滅失させたときは、直ちにその旨を所長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用承認申請書等の様式)

第12条 この規則の規定により所長に提出する使用承認申請書その他の書類の様式は、所長が知事の承認を得て別に定める。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、所長が知事の承認を得て定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

3 滋賀県男女共同参画推進条例

(平成13年12月27日滋賀県条例第62号)

すべての人は平等であり、男女の性別にかかわらず、一人ひとりが大切な存在であって、個人として互いに尊重され、自分らしく生きることを認め合わなければならない。

滋賀県では、男女平等の実現に向けて、様々な取組を進めてきたが、今なお、性別によって役割を固定的にとらえる意識や社会慣行などの男女の多様な生き方の選択を妨げる要因が存在するなど課題が残されている。

また、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化など私たちを取り巻く環境の大きな変化の中で、誰もが豊かに安心して暮らせる21世紀にふさわしい社会を築くためには、男女が、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することが求められている。

こうした状況から、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職域などあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の実現が緊要な課題となっている。

私たち県民は、琵琶湖の環境保全や福祉において進取の気性をもって取り組んできた。そうした取組姿勢と経験を生かし、家族の絆、地域の絆、自然との絆を大切にして、男女が共に輝いて生きることが出来る湖国を創るため、私たちは一体となってあらゆる分野で男女共同参画を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害することまたは性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として個性および能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人權が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画は、社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするを旨として、推進されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、すべての団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画は、男女が互いの性について理解を深め、妊娠または出産に関する事項に関し双方の意思が尊重されることおよび生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画は、その推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、県の政策の立案および決定に男女が共同して参画する機会を確保するように努めるものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町および国と相互に連携を図るように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するように努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、雇用その他の分野における事業活動において、男女共同参画を推進するように努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立して行うことができるように就業環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画施策に協力するように努めなければならない。

(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対して身体的または精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

2 男女共同参画計画には、男女共同参画の推進に関する長期的な目標、施策の方向その他男女共同参画施策を推進するために必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民および事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県男女共同参画審議会および市町長の意見を聴くものとする。

5 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(広報活動等および教育等の促進)

第10条 県は、県民および事業者の男女共同参画についての理解を深めるため、広報活動、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、男女共同参画に関する教育および学習が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第11条 県は、県民、事業者またはこれらの者の組織する団体等が行う男女共同参画の推進に関する活動に対して、情報の提供、人材の育成、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市町に対する助言等)

第12条 県は、市町に対し、男女共同参画施策の策定および実施について、必要な助言および協力を行うものとする。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県民または事業者から苦情の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出があった場合において必要があると認めるときは、当該申出の処理に関し、滋賀県男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(相談の処理)

第14条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関し、県民または事業者から相談の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出の処理に関する業務を行わせるため、男女共同参画相談員を置くものとする。

3 男女共同参画相談員は、第1項の申出に係る相談に応じ、必要な調査および助言を行うほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のため必要な措置を講ずるものとする。

(拠点施設の整備)

第15条 県は、県民、事業者および市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点となる施設を整備するものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、その設置する附属機関またはこれに類するものの委員その他の構成員を任命し、または委嘱するに当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画施策を策定し、効果的に実施するため、性別による差別的取扱い等男女共同参画の推進を阻害する要因その他の男女共同参画に関する事項について、必要な情報の収集および分析ならびに調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(年次報告)

第19条 知事は、毎年、男女共同参画の状況および県が実施した男女共同参画施策について、滋賀県男女共同参画審議会に報告するとともに、公表するものとする。

第3章 滋賀県男女共同参画審議会

(滋賀県男女共同参画審議会)

第20条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、第8条第4項および第13条第2項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第21条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 (省略)

付 則（平成16年条例第38号）抄

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第66号で、平成17年1月1日から施行)

4 滋賀県立男女共同参画センター沿革詳細

昭和52年4月	滋賀県婦人問題連絡協議会」設置
昭和52年11月	「滋賀県婦人問題懇談会」設置
昭和53年4月	「滋賀県商工労働部労政課婦人対策係」設置
昭和56年9月	滋賀県婦人問題懇談会「滋賀の婦人の自立と社会参加のための提言」
昭和58年3月	「滋賀の婦人対策の方向－婦人の地位向上をめざして－」策定
昭和58年10月	「滋賀県婦人問題懇話会」設置
昭和59年4月	「滋賀県商工労働部労政婦人課」設置
昭和60年1月	滋賀県婦人問題懇話会「滋賀の女性の自立と社会参加のための婦人総合センターの建設についての提言」
昭和60年4月1日	長の権限事務の補助執行 「(仮称)滋賀県立婦人センターの建設および開設準備に関すること。」 「婦人の自立と社会参加を促進するための事務に関すること。」
昭和60年6月1日	「(仮称)滋賀県立婦人センター開設準備協議会」設置
昭和60年10月11日～ 昭和61年9月16日	「(仮称)滋賀県立婦人センター新築工事」施工 総工事費 1,654,614千円(国庫 81,000千円) 内訳 調査費 1,000千円 備品費 100,000千円 用地費 344,009千円 その他(リース) 10,000千円 建設費 1,199,605千円 工期 昭和60年10月11日から昭和61年9月16日
昭和61年11月1日	滋賀県立婦人センター設置 「滋賀県立婦人センターの設置および管理に関する条例」施行
昭和61年11月27日	「滋賀県立婦人センター」業務開始
昭和62年11月17日	「婦人センター開所1周年記念事業」開催
平成元年12月	「施設管理用カメラ」設置
平成3年9月	「婦人センター開所5周年記念事業」開催
平成4年6月	「図書・資料室の図書管理システムおよび施設予約処理システム」導入
平成7年10月	滋賀県立婦人センター運営協議会「近未来婦人センターのあり方」について報告
平成8年4月	「婦人センター駐車場用地(5,449.58㎡)」取得
平成8年11月	「婦人センター開所10周年記念事業」開催
平成9年3月31日	長の権限事務の補助執行の終了 「婦人の自立と社会参加を促進するための事務に関すること。」
平成9年4月1日	滋賀県立女性センターに名称変更 「滋賀県立女性センターの設置および管理に関する条例」 教育委員会の権限事務の一部を滋賀県企画県民部長に委任 「滋賀県立女性センターの管理運営に関すること。(滋賀県立女性センターの設置および管理に関する条例および滋賀県立女性センターの管理運営に関する規則の改廃に関するものを除く。)」
平成9年10月～ 平成10年3月	「滋賀県立女性センター福祉環境整備(車椅子対応エレベーター、視覚障害者用床材敷設・案内板等新設)工事」施工
平成10年6月	「女性センター駐車場用地(5,449.58㎡)」取得(県土地開発基金管理者より)
平成13年11月	「女性センター開所15周年記念事業」開催 「ユニバーサルデザイン化工事(受付カウンター、階段手すり付け替え、洋式トイレ改修)」施工
平成14年4月1日	滋賀県立男女共同参画センターに名称変更 「滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例」施行 「滋賀県男女共同参画推進条例」施行
平成14年6月	公募により愛称を「G-NETしが(じーねっとしが)」に決定
平成18年11月	「男女共同参画センター開所20周年記念事業」開催
平成23年10月19日	滋賀マザーズジョブステーションを開設
平成23年10月	「滋賀県立男女共同参画センター運営方針について」策定 「男女共同参画センター開所25周年記念事業・G-NETしがフェスタ2011」、 「滋賀県男女共同参画推進条例制定10周年記念フォーラム」同時開催
平成24年12月	「滋賀県立男女共同参画センター懇話会」設置
平成28年11月	「男女共同参画センター開設30周年記念さんかく塾講演会」開催
令和3年6月23日	「G-NETしが女性の起業応援センター」を開設



令和3年度 要 覧

発 行 滋賀県立男女共同参画センター

G-NETしが

〒523-0891 滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4

TEL 0748-37-3751

FAX 0748-37-5770

HPアドレス <http://www.pref.shiga.lg.jp/g-net/>

発行月 令和3年(2021年)8月